

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

頁	現 行
全 編	※ <u>防災・原子力安全課、消防安全課 ほか</u>
	第1編 総則
	第1編 総則
	第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
	第3 指定地方行政機関
	3 近畿厚生局
4	(1) <u>厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供所管に係る情報の収集及び提供</u>
	6 近畿経済産業局
	(1)～(3) (略)
	(4) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 <u>(追加)</u>
	第5 指定公共機関
6	4 ソフトバンクモバイル株式会社
	11 関西電力株式会社 <u>(京都支店)</u>
7	20 水資源機構 (関西支社)
	第2編 災害予防計画
	第1章 気象等観測・予報計画
	第2節 計画の内容
	第1 一般の利用に適合する予報および警報
	(6) その他の気象情報
	イ 種類
19	その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、 <u>小雨</u> 、低温及び異常潮位等がある。
	表 「京都地方气象台所属地域気象観測所 (アメダス) 一覧表」
34	本庄 <u>船井郡京丹波町本庄西畑3番地</u> 美山 <u>南丹市美山町静原松野15</u>

修 正 案	修 正 理 由
※京都府の組織改編を反映	組織改編 (京都府)
第1編 総則	
第1編 総則	
第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
第3 指定地方行政機関	
3 近畿厚生局	
(1) <u>救援等に係る情報の収集及び提供</u>	表現の適正化 (近畿厚生局)
6 近畿経済産業局	
(1)～(3) (略)	
(4) 電力・ガスの供給の確保及び <u>電力・ガス・工業用水道</u> の復旧支援	表現の適正化 (近畿経済産業局)
(5) <u>生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達</u>	
第5 指定公共機関	
4 <u>ソフトバンク</u> 株式会社	組織改編 (近畿総合通信局)
11 関西電力株式会社 <u>(京都支社)</u>	組織改編 (関西電力株式会社)
20 水資源機構 (関西・ <u>吉野川</u> 支社)	組織改編 (水資源機構)
第2編 災害予防計画	
第1章 気象等観測・予報計画	
第2節 計画の内容	
第1 一般の利用に適合する予報および警報	
(6) その他の気象情報	
イ 種類	
その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、 <u>少雨</u> 、低温及び異常潮位等がある。	表現の適正化 (京都地方气象台)
表 「京都地方气象台所属地域気象観測所 (アメダス) 一覧表」	
本庄 <u>京丹波町役場和知支所</u>	表現の適正化 (京都地方气象台)
美山 <u>南丹市美山町静原松野10番地1</u>	

38 第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報
 3 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報
 (2) 表 「洪水予報基準点」

41-42 4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知
 表 「知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等」

46 第5 津波警報等
 表 「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」
 津波の高さの予想の区分(津波注意報) 0.2m ≤ 高さ ≤ 1m

48 第7 地震及び津波に関する情報
 表「地震及び津波に関する情報の種類と内容」
 震度速報 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(注1)(全国を190地域に区分)(以下略)

津波観測に関する情報(*1)
(追加)

沖合の津波観測に関する情報(*2)
(追加)

第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報
 3 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報
 (2) 表 (最新状況に差し替え)
 ※氾濫注意水位(警戒水位)・避難判断水位について下記のとおり2区分に変更

旧	新
氾濫注意水位(警戒水位)・避難判断水位	氾濫注意水位(警戒水位) 避難判断水位
氾濫危険水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位(特別警戒水位)
【参考】旧氾濫危険水位	(削除)

4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知
 表 (最新状況に差し替え)
 ※水位周知河川 3河川(小泉川、普賢寺川、大谷川)
水防警報河川 1河川(小西川)を追加指定

第5 津波警報等
 表 「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」
 津波の高さの予想の区分(津波注意報) 0.2m ≤ 高さ ≤ 1m

第7 地震及び津波に関する情報
 表「地震及び津波に関する情報の種類と内容」
 震度速報 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(注1)(全国を約190地域に区分)(以下略)

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さが極小さい場合は「微弱と表現」)

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿

危険水位等の設定要領の改定に伴う水位名称の変更(建設交通部)

追加指定(建設交通部)

表現の適正化(京都地方気象台)

表現の適正化(京都地方気象台)

表現の適正化(京都地方気象台)

		岸で推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸で推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

第10 予報警報等の伝達及び周知

1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

(1) 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による方法

第10 予報警報等の伝達及び周知

1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

(1) 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送、Lアラート(災害情報共有システム)による方法

住民による災害情報を一括配信するシステムとして、Lアラートが有効と思われるため(近畿総合通信局)

表 「京都水位観測所(テレメータ)」

表 (最新状況に差し替え)
※水位周知河川 3河川(小泉川、普賢寺川、大谷川)
水防警報河川 1河川(小西川)を追加指定

追加指定(建設交通部)

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

図 「京都府予報警報等伝達経路図」
陸上自衛隊第4施設団
舞鶴港湾事務所
(追加)

図 「京都府予報警報等伝達経路図」
(削除)
(削除)
総務省消防庁

表現の適正化(京都地方気象台)

図 「由良川(下流・中流)洪水予報の連絡系統」
(追加)

図 「由良川(下流・中流)洪水予報の連絡系統」
総務省消防庁

表現の適正化(京都地方気象台)

図 「鴨川・高野川洪水予報の連絡系統」
関西電力(株)京都支店
阪急電鉄

図 「鴨川・高野川洪水予報の連絡系統」
関西電力(株)京都支社
(削除)

表現の適正化(京都地方気象台、関西電力株式会社)

図 「桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統」
関西電力(株)京都支店

図 「桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統」
関西電力(株)京都支社
※関係機関への連絡系統について修正

表現の適正化(京都地方気象台、関西電力株式会社)

図 「小泉川水防警報の連絡系統」

図 「小泉川水防警報・水位情報の連絡系統」

水位周知河川の追加(建設交)

76	図 「普賢寺川水防警報の連絡系統」	図 「普賢寺川水防警報・ <u>水位情報</u> の連絡系統」	通部) 水位周知河川の追加（建設交通部）
77	図 「大谷川水防警報の連絡系統」	図 「大谷川水防警報・ <u>水位情報</u> の連絡系統」	水位周知河川の追加（建設交通部）
77	(追加)	図 「 <u>小西川水防警報の連絡系統</u> 」	水防警報河川の追加（建設交通部）
83	図 「大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統」 宮津与謝消防組合	図 「大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統」 宮津与謝消防組合 <u>消防本部</u>	表現の適正化（宮津与謝消防組合消防本部）
83	図 「筒川水防警報・水位情報の連絡系統」 宮津与謝消防組合	図 「筒川水防警報・水位情報の連絡系統」 宮津与謝消防組合 <u>消防本部</u>	表現の適正化（宮津与謝消防組合消防本部）
	第2章 情報連絡通信網の整備計画	第2章 情報連絡通信網の整備計画	
	第1節 情報連絡通信網の整備	第1節 情報連絡通信網の整備	
	第5 緊急時の情報通信の確保	第5 緊急時の情報通信の確保	
	2 防災担当職員等の参集	2 防災担当職員等の参集	
90	緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、一斉呼出しシステム及び、携帯メールの活用を図る。	緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、 <u>職員</u> 一斉呼出しシステム及び、携帯メールの活用を図る。	表現の適正化（府民生活部）
	第6 各機関の無線通信	第6 各機関の無線通信	
	(略)	(略)	
	さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「 <u>資料編2-7</u> 」に示す。	さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「 <u>資料編2-2</u> 」に示す。	資料編の整理（府民生活部）
	第2節 市町村・防災機関等の非常通信	第2節 市町村・防災機関等の非常通信	
	第2 市町村	第2 市町村	
91	災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「 <u>資料編2-7</u> 」参照）に従って通信連絡を行う。	災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路（「 <u>資料編2-3</u> 」参照）に従って通信連絡を行う。	資料編の整理（府民生活部）
	第3 防災機関等	第3 防災機関等	
	無線を整備している防災関係機関（「 <u>資料編2-7</u> 」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。	無線を整備している防災関係機関（「 <u>資料編2-2</u> 」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。	資料編の整理（府民生活部）

102	<p>第3章 河川防災計画 第3節 ダムの現状と洪水調節 図 「和知ダム放流通報の連絡系統」 <u>関西電力(株)舞鶴電力システムセンター</u> <u>関西電力(株)京都支店</u> <u>関西電力(株)舞鶴営業所</u></p>	<p>第3章 河川防災計画 第3節 ダムの現状と洪水調節 図 「和知ダム放流通報の連絡系統」 <u>関西電力(株)舞鶴電力所</u> <u>関西電力(株)京都支社</u> <u>関西電力(株)舞鶴事業所</u></p>	<p>表現の適正化（関西電力株式会社）</p>
118	<p>第6章 農業用施設防災計画 第1節 現況 第2 農業用ため池 農業用ため池は府内に約1,600箇所あり、<u>水田面積の約4割</u>に当たる<u>11,200ha</u>の重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす<u>場合</u>が予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。</p>	<p>第6章 農業用施設防災計画 第1節 現況 第2 農業用ため池 農業用ため池は府内に約1,600箇所あり、<u>耕地面積の約6割</u>に当たる<u>13,300ha</u>の重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす<u>こと</u>が予想され、農業用施設の中では最も注意を要する施設である。 <u>特に地域への影響が大きく防災上注意を要するため池については、「防災重点ため池」と位置付ける。</u> <u>なお、京都府における選定の考え方は以下のとおりとし、選定は、水防管理者である市町村が行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>決壊した場合に人家や病院、学校などの重要な公共施設に影響を与える恐れがあるもの</u> ・<u>堤高15m以上で、下流農地・農業用施設などに多大な影響を与える恐れがあるもの</u> ・<u>その他、市町村が地域の状況により必要と判断するもの</u> </p>	<p>表現の適正化（農林水産部） 項目修正整理（農林水産部）</p>
118	<p>第2節 計画の方針 第1 一般</p>	<p>第2節 計画の方針 第1 一般<u>事項</u></p>	<p>表現の適正化（農林水産部）</p>
119	<p>第6章 農業用施設防災計画 第2節 計画の方針 第2 農業用ため池 災害の未然防止を図るため、広域振興局は、改修を要する<u>ため池</u>については、関係市町村及び<u>ため池</u>管理者に注意を喚起するとともに、<u>ため池整備</u>の早期実施を指導する。 また、<u>決壊した場合</u>人家等への被害が予想される<u>ため池</u>については、広域振興局は、ハザードマップの整備普及を順次進めていく<u>とともに</u>、<u>気象情報</u>をもとに決壊等の危険性を予測するシステムの導入など<u>ため池洪水対策</u>の充実を図る。</p>	<p>第6章 農業用施設防災計画 第2節 計画の方針 第2 農業用<u>施設関係</u> 災害の未然防止を図るため、<u>市町村及び施設管理者は農業用施設の防災対策を計画する。</u> 広域振興局<u>及び農村振興課（以下「広域振興局等」という。）</u>は、改修を要する<u>農業用施設</u>については、関係市町村及び<u>施設</u>管理者に注意を喚起するとともに、<u>施設整備</u>の早期実施を指導する。 また、<u>施設被災（以下「1次災害」という。）</u>に伴い<u>人家や公共施設に被害（以下「2次災害」という。）</u>が予想される<u>施設</u>については、広域振興局等<u>は、ハザードマップ（安心・安全マップ）</u>の整備普及を順次進めていく<u>よう関係市町村及び施設管理者を指導する。</u></p>	<p>項目修正整理（農林水産部）</p>

第3節 計画の内容
(追加)

- 第1 一般（市町村及び土地改良区並びに農業用施設管理団体における計画事項）
- 1 大雨、洪水（融雪洪水を含む。）対策
(略)
(4) ポンプ
(略)

併せてため池については、気象情報をもとに決壊等の危険性を予測するシステムの導入など洪水対策の充実を図る。

第3節 計画の内容

第1 一般事項（市町村及び土地改良区並びに農業用施設管理団体における計画事項）

1 ソフト対策

(1) 農業用施設台帳整備と定期点検

農業用施設の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、関係市町村が整備する各種農業用施設台帳を備え付けるとともに、市町村等に定期点検調査を促す。

特にため池については、諸元情報をデータベース化するとともに、関係市町村及びため池管理者に対して定期的に点検調査の実施を指導・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。

(2) ハザードマップ（安心・安全マップ）等

大雨・地震等の災害により浸水等周囲に多大な影響を与える農業用施設については、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を図るよう関係市町村に促す。

特に、決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局等は、関係市町村及びため池管理者に対し、ため池のハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及を進めるよう、指導・支援する。

また、広域振興局等は、気象情報をもとにため池の決壊等の危険性を予測し、防災情報として関係者に提供するシステムの整備を進めるとともに、関係市町村及びため池管理者等との緊密な連絡体制の充実を図る。

2 人身事故防止対策

農業用施設における人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層慎重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等すみやかに事故防止の適切な処置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし事故防止の積極的な協力を呼びかけること。

第2 個別事項（市町村及び土地改良区並びに農業用施設管理団体における計画事項）

- 1 大雨、洪水対策
(略)
(4) 用排水機場（ポンプ）
(略)

項目修正整理（農林水産部）

項目修正整理（農林水産部）

3 地震

- (1) 農地や農業用施設そのものの被災（1次災害）が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確には握でき得るようにしておくこと。
- (2) 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に人家や公共施設に被害（2次災害）を与える恐れのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用についても検討を加えること。

(略)

5 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層慎重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等すみやかに事故防止の適切な処置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし積極的な協力を呼びかけること。

第2 農業用ため池

1 ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、広域振興局は、府内の全ての農業用ため池の諸元情報をデータベース化するとともに、定期的に点検調査を行い、ため池管理者に対し注意を喚起し必要な処置を行うよう指導する。

2 ため池整備の推進

上記点検調査により改修が必要と判断されるため池については、広域振興局は、各種事業を活用した計画的な整備を指導・支援する。

3 ため池洪水対策

堤体が決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局は、住民避難の参考となる被害想定地域と避難経路等を示したため池のハザードマップの整備普及を進める。

また、広域振興局は、気象情報をもとにため池の決壊等への危険性を予測し、防災情報として関係者に提供するシステムの整備を進め、府、市町村及びため池管理者との緊密な連絡体制の充実を図る。

第7章 内水対策計画

第3節 土地改良区等の対策

第3 洛南地区

3 地震対策

- (1) 農地や農業用施設の1次災害が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確には握でき得るようにしておくこと。
- (2) 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に2次災害を与える恐れのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保としての活用についても検討を加えること。

(略)

5 (削除)

第2 (削除)

項目修正整理（農林水産部）

第7章 内水対策計画

第3節 土地改良区等の対策

第3 洛南地区

表 (納所排水機場)

第4 巨椋池地区

巨椋池地区は京都府南部山城盆地の一級河川淀川(宇治川)の左岸に位置し、京都市、宇治市及び久世郡久~~122~~御山町の2市1町にまたがる1,310haの農業地域である。

表 「巨椋池排水機場」

原動機 ディーゼルエンジン~~2,60~~kw 3台
 口径・台数 2,600mm ~~2~~台
 実揚程 ~~7.2~~m ~~6.8~~m

第4節 下水道による対策

第2 公共下水道・都市下水道

大山崎町 下植野排水ポンプ場 ~~12.1~~ 桂川

第10章 道路及び橋梁防災計画

第1節 道路の現況

表 「道路状況一覧表」

道路種別	道路現況 (平25.4.1現在)	
	管理延長(km)	橋梁箇所数
一般国道 (指定区間外)	450.0	407
主要地方道	886.2	811
一般府道	822.9	759
計	2,159.1	1,977

第10章 道路及び橋梁防災計画

第3節 計画の内容

道路除雪要綱

別図 「除雪連絡体制図」

陸上自衛隊第7普通科連隊第2科 ~~内線226又は227~~

第12章 建造物防災計画

第1節 建築物の防災対策

第3 対象建築物と具体的対策

3 住宅、その他の建築物

住宅や、不特定多数の利用する特殊建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

(削除)

第4 巨椋池地区

巨椋池地区は京都府南部山城盆地の一級河川淀川(宇治川)の左岸に位置し、京都市、宇治市及び久世郡久(削除)御山町の2市1町にまたがる1,310haの農業地域である。

表 「巨椋池排水機場」

原動機 ディーゼルエンジン~~2,060~~kw 3台
 口径・台数 2,600mm ~~3~~台
 実揚程 ~~5.1~~m ~~5.1~~m

第4節 下水道による対策

第2 公共下水道・都市下水道

大山崎町 下植野排水ポンプ場 ~~12.0~~ 桂川

第10章 道路及び橋梁防災計画

第1節 道路の現況

表 「道路状況一覧表」

道路種別	道路現況 (平26.4.1現在)	
	管理延長(km)	橋梁箇所数
一般国道 (指定区間外)	450.1	443
主要地方道	883.6	801
一般府道	820.7	805
計	2,154.4	2,049

第10章 道路及び橋梁防災計画

第3節 計画の内容

道路除雪要綱

別図 「除雪連絡体制図」

陸上自衛隊第7普通科連隊第2科 ~~内線225又は226~~

第12章 建造物防災計画

第1節 建築物の防災対策

第3 対象建築物と具体的対策

3 住宅、その他の建築物

~~府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させ~~

項目修正整理 (農林水産部)

表現の適正化 (農林水産部)

現有能力の修正 (大山崎町)

時点修正 (建設交通部)

時点修正 (陸上自衛隊)

京都府建築物耐震改修促進計画の策定による(建設交通部)

<p>(追加)</p> <p>(1) 府民に対する建築防災の普及・啓発推進 (2) 建築相談、耐震相談窓口の設置 (3) 「耐震改修促進法」による認定制度を活用し、融資等による耐震改修の誘導 (4) 共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施しており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。</p> <p>5 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備 (2) 京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において、被災建築物の応急危険度判定の実施体制及び判定士への連絡体制について整備する。</p>	<p>ることを目指して、住宅や、不特定多数の利用する特殊建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。</p> <p>(1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進 (2) 府民に対する建築防災の普及・啓発推進 (3) 建築相談、耐震相談窓口の設置 (4) 「耐震改修促進法」による認定制度も活用し、補助及び融資による耐震改修の誘導 (5) 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。</p> <p>5 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備 (2) 全国及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図り、京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において、被災建築物の応急危険度判定の実施体制及び判定士への連絡体制について整備する。</p>	<p>京都府建築物耐震改修促進計画の策定による(建設交通部)</p> <p>住宅耐震化総合支援事業の実施による(建設交通部) 定期報告は全ての共同住宅を対象としているものではないため(建設交通部)</p> <p>近隣府県からの応援等を受け応急危険度判定を実施することとなるため、他府県が構成する各協議会とも連携を図る(建設交通部)</p>
<p>第2節 宅地の防災対策 第2 宅地造成防災対策 宅地防災に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成等規制法及び都市計画法による開発許可制度により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。</p> <p>第13章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 国指定建造物は府内に630棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている584棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録文化財建造物は458棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の355棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む)</p>	<p>第2節 宅地の防災対策 第2 宅地造成防災対策 宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成等規制法及び都市計画法による開発許可制度により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。</p> <p>第13章 文化財災害予防計画 第1節 現状 第1 建造物 国指定建造物は府内に639棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている588棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。 一方、府指定・登録文化財建造物は509棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の354棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む)</p>	<p>時点修正(建設交通部)</p> <p>時点修正(教育庁)</p>

158	<p>府内における国指定文化財の所有者は414社寺等（国有・公有は除く。）である。 （略） また、府指定・登録文化財は、現在184所有者、264件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の190件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る139件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-13参照〕</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は61件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔年次別の指定件数は、資料編2-14参照〕</p> <p>第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は2件、府選定文化的景観は10件選定されている。</p> <p>第14章 危険物等保安計画 第1節 計画の方針 （略） 高圧ガス施設の現況は「資料編2-2」、高圧ガスによる災害事故件数と被害者数は「資料編2-3」、火薬1類等販売事業所及び火薬庫数は「資料編2-4」、火薬類による災害事故件数と被害者数は「資料編2-5」参照</p> <p>第15章 消防組織整備計画 第2節 計画の内容 第1 消防組織や体制の充実・強化 2 消防団の活動力の強化 (1) 消防団員の確保</p> <p>第6 消防職・団員の教養訓練の促進 近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが要求される。府においては消防学校の機能を充実するとともに</p>	<p>府内における国指定文化財の所有者は413社寺等（国有・公有は除く。）である。 （略） また、府指定・登録文化財は、現在191所有者、277件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の204件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る154件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-6参照〕</p> <p>第3 史跡、名勝、天然記念物 府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は135件（二府県にまたがるものは除く）、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は60件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-7参照〕</p> <p>第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は3件、府選定文化的景観は10件選定されている。</p> <p>第14章 危険物等保安計画 第1節 計画の方針 （略） <u>（削除）</u></p> <p>第15章 消防組織整備計画 第2節 計画の内容 第1 消防組織や体制の充実・強化 2 消防団の活動力の強化 (1) 消防団員の確保 <u>ア 女性消防団員の参加促進</u> <u>イ 大学等の協力による消防団員の確保</u></p> <p>第6 消防職・団員の教養訓練の促進 近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが要求される。府においては消防学校の機能を充実するとともに</p>	<p>時点修正（教育庁）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>時点修正（教育庁）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>時点修正（教育庁）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>女性等多様な視点での防災対策意見交換会の意見を反映（府民生活部）</p>
164			

	<p>次の教養、訓練に重点を置いて指導する。</p>		
168	<p>第3節 市町村地域防災計画に定める事項 表 「市町村相互応援協定締結状況一覧」 30 京都縦貫道路（綾部宮津道路及び丹波綾部道路）における消防応援協定 45 京都中部広域消防組合・豊能町・亀岡市消防相互応援協定 協定内容：火災・救急・救助 協定締結消防機関：京都中部広域消防組合・亀岡市・豊能町 46 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市消防相互応援協定 協定内容：火災・救急業務 協定締結消防機関：京都中部広域消防組合・亀岡市・豊能町</p>	<p>次の教養、訓練に重点を置いて指導する。<u>その際、女性、若者の参進及びリーダー育成に努めるものとする。</u> 第3節 市町村地域防災計画に定める事項 表 「市町村相互応援協定締結状況一覧」 30 京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジ）及び宮津与謝道路における消防応援協定 45 京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定 協定内容：全災害 協定締結消防機関：京都中部広域消防組合・亀岡市・豊能町・箕面市 46 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市・豊中市消防相互応援協定 協定内容：全災害 協定締結消防機関：京都中部広域消防組合・亀岡市・豊能町・豊中市</p>	<p>女性等多様な視点での防災対策意見交換会の意見を反映（府民生活部） 表現の適正化（亀岡市、宮津与謝消防組合消防本部、京都中部広域消防組合）</p>
170	<p>第15章 消防組織整備計画 第3節 市町村地域防災計画に定める事項 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141</p>	<p>第15章 消防組織整備計画 第3節 市町村地域防災計画に定める事項 防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141 <u>（内線235）</u></p>	<p>時点修正（陸上自衛隊）</p>
174	<p>第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道の計画） 別表2 「風速計の設置箇所及び規制区間」 網野駅 丹後由良～久美浜</p>	<p>第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道の計画） 別表2 「風速計の設置箇所及び規制区間」 網野駅 <u>京丹後大宮</u>～久美浜</p>	<p>表現の適正化（北近畿タンゴ鉄道株式会社）</p>
183	<p>第17章 通信放送施設防災計画 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>第17章 通信放送施設防災計画 <u>ソフトバンク</u>株式会社</p>	<p>組織改編（近畿総合通信局）</p>
185	<p>第18章 電気ガス施設防災計画 第1節 電気施設防災計画 第1 （前略）台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社京都支店防災計画に基づき非常災害対策本部を設置（舞鶴発電所および宮津エネルギー研究所にあっては<u>火力事</u></p>	<p>第18章 電気ガス施設防災計画 第1節 電気施設防災計画 第1 （前略）台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社防災<u>業務</u>計画に基づき非常災害対策本部を設置（舞鶴発電所および宮津エネルギー研究所にあっては<u>舞鶴火力発電</u></p>	<p>時点修正（関西電力株式会社）</p>

業本部に設置)し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える

第19章 資材器材等整備計画

第3節 食料及び生活必需品の確保計画

第4 物資集配地の整備

府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める集配予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から集配予定地を定める。府の集配予定地広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

192

別表 食料品の調達等系統

(2) 米穀の緊急引渡ルート

(b) 政府所有米穀の調達

農林水産省生産局

194

第20章 防災知識普及計画

第2節 計画の内容

第3 一般住民に対する啓発

5 普及の内容

(2) 日常普段の減災に向けた取組

オ 災害危険箇所の把握

198

第22章 自主防災組織整備計画

第2節 地域における取組

第4 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村において自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

203

所)に設置)し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える

第19章 資材器材等整備計画

第3節 食料及び生活必需品の確保計画

第4 物資集配地の整備

府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める集配予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から集配予定地を定める。

府の集配予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

施設名	京都パルスプラザ(京都府総合見本市会館)
所在地	京都市伏見区竹田鳥羽殿町5

別表 食料品の調達等系統

(2) 米穀の緊急引渡ルート

(b) 政府所有米穀の調達

農林水産省政策統括官

府の施策の見直し(防災消防企画課)

組織改編(近畿農政局)

第20章 防災知識普及計画

第2節 計画の内容

第3 一般住民に対する啓発

5 普及の内容

(2) 日常普段の減災に向けた取組

オ 京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握

京都府マルチハザード情報提供システムの開設

第22章 自主防災組織整備計画

第2節 地域における取組

第4 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村において自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。その際、女性、若者の参加促進及びリーダー育成に努めるものとする。

女性等多様な視点での防災対策意見交換会の意見を反映(府民生活部)

208 第25章 交通対策及び輸送計画
 第1節 交通規制対策
 第3 緊急交通路候補路線の整備
 1 警察本部の対策
 緊急交通路候補路線について、平素からリチウムイオンバッテリー
搭載信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備
 及び保守管理を行う。

213 第26章 医療助産計画
 第2節 計画の内容
 第3 機関災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等
 連絡協議会
 表 「拠点病院等」

病院名	衛生通信系防災情報 システム電話番号
京都第一赤十字病院	7(8)-767-8109
京都大学医学部附属病院	—
洛和会音羽病院	—
京都医療センター	—
第二岡本総合病院	—
宇治徳洲会病院	—

218 第29章 行政機能維持対策計画
 第2節 防災中枢機能等の確保、充実
 (前略) 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器の
 貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

220 第31章 広域応援体制の整備
 第2節 計画の内容
 第3 府内の防災相互応援体制の整備
 府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円
 滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する
 等、広域応援体制の整備に努める。
 なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言す
 る。

第25章 交通対策及び輸送計画
 第1節 交通規制対策
 第3 緊急交通路候補路線の整備
 1 警察本部の対策
 緊急交通路候補路線について、平素からリチウムイオンバッテリー
搭載信号機等、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備
 及び保守管理を行う。

第26章 医療助産計画
 第2節 計画の内容
 第3 機関災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等
 連絡協議会
 表 「拠点病院等」

病院名	衛生通信系防災情報 システム電話番号
京都第一赤十字病院	7(8)-711-8101
京都大学医学部附属病院	8-700-8201
洛和会音羽病院	8-700-8231
京都医療センター	8-700-8211
京都岡本記念病院	8-767-8101
宇治徳洲会病院	8-700-8221

第29章 行政機能維持対策計画
 第2節 防災中枢機能等の確保、充実
 (前略) 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器・
電源車の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

第31章 広域応援体制の整備
 第2節 計画の内容
 第3 府内の防災相互応援体制の整備
1 防災相互応援協定の締結
 府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円
 滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する
 等、広域応援体制の整備に努める。
 なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言す
 るなど、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配

時点修正 (警察本部)

衛星防災系情報システム電話
 の配備等 (健康福祉部)

通信設備の電力供給が途絶し
 た場合に備え移動電源車の貸
 与体制を整えているため (近
 畿総合通信局)

防災基本計画の反映

227

第4 避難道路の選定と確保

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

(1)～(6) (略)

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備
(追加)

第7節 市町村の避難計画

第1 市町村地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

1～6 (略)

7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(2) 災害時における広報

ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知

(追加)

- イ ホームページによる周知
- ウ 広報無線、消防無線による周知
- エ 広報車による周知
- オ 避難誘導員による現地広報
- カ 住民組織を通じた広報

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

第2節 府の活動体制

228

第4 避難道路の選定と確保

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

(1)～(6) (略)

また、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第2 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。

第7節 市町村の避難計画

第1 市町村地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

指定避難場所等の避難場所について、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て近隣市町村に設けるものとする。

1～6 (略)

7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(2) 災害時における広報

ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知

イ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

- ウ ホームページによる周知
- エ 広報無線、消防無線による周知
- オ 広報車による周知
- カ 避難誘導員による現地広報
- キ 住民組織を通じた広報

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

第2節 府の活動体制

防災基本計画の反映

防災基本計画の反映

防災基本計画の反映

防災基本計画の反映

241	<p>第1 責務</p> <p>府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</p>	<p>第1 責務</p> <p>府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、<u>職員の安全の確保に十分に配慮しつつ</u>、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</p>	防災基本計画の反映
248	<p>第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1 国に対する応援要請</p> <p>知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。(参考資料：<u>資料編3-18</u>)</p>	<p>第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1 国に対する応援要請</p> <p>知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。(参考資料：<u>資料編3-5</u>)</p>	資料編の整理（府民生活部）
251	<p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p>第1 災害対策本部の運用</p> <p>8 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</p>	<p>第8節 災害対策本部の組織等</p> <p>第1 災害対策本部の運用</p> <p>8 国が非常（緊急）災害現地対策本部 <u>又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室</u>を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</p>	防災基本計画の反映
253	<p>第2 災害対策本部</p> <p>2 本部長は、必要に応じて、自衛隊、気象台、その他関係機関に災害対策本部会議への出席を求めるものとする。</p> <p>表 「災害対策本部の事務分掌」</p> <p>調整部 調整班</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2 災害対策本部</p> <p>2 本部長は、必要に応じて、自衛隊、気象台、<u>ライフライン事業者</u>、その他関係機関に災害対策本部会議への出席を求めるものとする。</p> <p>表 「災害対策本部の事務分掌」</p> <p>調整部 調整班</p> <p><u>12 ライフライン事業者との連絡及び調整の総括に関すること。</u></p> <p>調整部 <u>航空運用調整班</u></p> <p><u>災害対策課担当課長</u></p> <p><u>1 航空機による情報収集、救助・救急、消火、医療等の活動に関すること。</u></p> <p><u>2 航空機の安全・円滑な運用のための活動エリアや任務の調整に関すること。</u></p> <p><u>3 自衛隊による局地情報提供に関する調整に関すること。</u></p>	京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映
257	<p>建設交通部 河川・砂防班</p> <p>10 京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台並びに近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。</p>	<p>建設交通部 河川・砂防班</p> <p>10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。</p>	組織改編（京都地方気象台）

259

(追加)

第9節 航空運用調整班運用計画

第1 航空運用調整班の設置

災害対策本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、関係機関の航空機との活動調整を図るため、府災害対策本部に航空運用調整班を設置する。

第2 航空運用調整班の所掌事務

航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

第3 航空運用調整班の班員

1 航空運用調整班の班長は、災害対策課担当課長とする。

2 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。

(1) 京都市消防局航空隊員

(2) 関係機関航空隊員

(3) その他災害対策本部長が必要と認める者

防災基本計画の反映

260

第9節 現地災害対策本部運用計画
(略)

第10節 複合災害時の対応
(略)

第11節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口
(略)

(追加)

第10節 現地災害対策本部運用計画
(略)

第11節 複合災害時の対応
(略)

第12節 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口
(略)

第13節 ライフラインの復旧調整

人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。

表現の適正化（府民生活部）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映

第12節 職員の証票
(略)

第13節 災害対策本部等の標識
(略)

第14節 市町村地域防災計画で定める事項
(略)

第14節 職員の証票
(略)

第15節 災害対策本部等の標識
(略)

第16節 市町村地域防災計画で定める事項
(略)

表現の適正化（府民生活部）

第2章 動員計画

第3節 災害対策本部の動員

表 「災害対策本部要員動員計画表」

1号動員

政策企画部

文化学術研究都市推進班 2

文化スポーツ部

スポーツ施設整備班 1

商工労働観光部

(追加)

農林水産部

経営支援・担い手育成班 1農産班 1林務、モデルフォレスト全国育樹祭推進班 2

建設交通部

河川・砂防班 22

2号動員

政策企画部

文化学術研究都市推進班 5

文化スポーツ部

スポーツ振興班 2スポーツ施設整備班 2

商工労働観光部

(追加)

農林水産部

経営支援・担い手育成班 5農産班 6

建設交通部

河川・砂防班 44

第3章 通信情報連絡活動計画

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第3 責務

1 市町村

(3) 報告の方法

ア 電話による場合

「災害時有線電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によ

第2章 動員計画

第3節 災害対策本部の動員

表 「災害対策本部要員動員計画表」

1号動員

政策企画部

(削除)

文化スポーツ部

(削除)

商工労働観光部

文化学術研究都市推進班 1

農林水産部

経営支援・担い手育成班 3農産班 2林務、モデルフォレスト全国育樹祭推進班 3

建設交通部

河川・砂防班 20

2号動員

政策企画部

(削除)

文化スポーツ部

スポーツ振興班 1スポーツ施設整備班 1

商工労働観光部

文化学術研究都市推進班 1

農林水産部

経営支援・担い手育成班 7農産班 7

建設交通部

河川・砂防班 41

第3章 通信情報連絡活動計画

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第3 責務

1 市町村

(3) 報告の方法

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によ

動員数の修正（政策企画部、文化スポーツ部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部）

表現の適正化（府民生活部）

	<p>って報告を行う。</p> <p>第4節 通信手段の確保 第1 災害時の通信連絡</p> <p>271 (前略) KDDI株式会社(関西総支社)及びソフトバンクモバイル株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。</p> <p>第2 非常通信の利用</p> <p>271 人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る</p>	
	<p>第6節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>表 「被災市町村長からの災害情報等の伝達系統」</p> <p>275 京都市災害対策本部 <u>消防局</u> <u>防災課長</u> 綾部市 NTT電話番号 (追加) 城陽市 <u>防災課</u> 与謝野町 <u>総務課 (0772)46-3001 直46-3004 8(7)-853-8108</u></p>	<p>組織改編(近畿総合通信局)</p> <p>表現の適正化(近畿総合通信局)</p> <p>組織改編等(京都市、綾部市、城陽市、与謝野町)</p>
	<p>第6節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>表 「防災関係機関と災害対策本部各部の分担」</p> <p>278 関西電力株式会社(京都支店) <u>商工労働観光部</u> (追加) (追加)</p>	<p>組織改編等(近畿総合通信局、関西電力株式会社)</p>
	<p>第5章 災害救助法の適用計画</p> <p>第1節 災害救助法の適用基準</p> <p>285 表 「市町村人口と減失世帯数」</p>	<p>平成27年度国勢調査結果(速報値)等を反映(京都市、綾部市)</p>
	<p>第5節 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準</p> <p>第1 災害救助法による救助の方法、程度、期間等</p>	<p>第5節 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準</p> <p>第1 災害救助法による救助の方法、程度、期間等</p>

288	<p>〔「資料編 3-18 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕</p> <p>第 2 応急救助のための輸送費及び人夫費等</p>	<p>〔「資料編 3-5 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕</p> <p>第 1 応急救助のための輸送費及び人夫費等</p>	資料編の整理（府民生活部）
	<p>〔「資料編 3-18 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕</p>	<p>〔「資料編 3-5 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕</p>	資料編の整理（府民生活部）
	<p>第 7 章 水防計画</p> <p>第 2 節 計画の内容</p> <p>第 4 水防活動</p> <p>1 水防体制</p> <p>(4) 大野ダム総合管理事務所の水防体制</p> <p>イ (略)</p>	<p>第 7 章 水防計画</p> <p>第 2 節 計画の内容</p> <p>第 4 水防活動</p> <p>1 水防体制</p> <p>(4) 大野ダム総合管理事務所の水防体制</p> <p>イ (略)</p>	
294	<p>(府の水防体制（水防資器材）は「資料編 3-20」参照)</p> <p>(5) 水防管理団体の水防体制</p> <p>キ (略)</p> <p>水防管理団体一覧は「資料編 3-21」、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編 3-22」参照)</p>	<p>(府の水防体制（水防資器材）は「資料編 3-7」参照)</p> <p>(5) 水防管理団体の水防体制</p> <p>キ (略)</p> <p>水防管理団体一覧は「資料編 3-8」、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編 3-9」参照)</p>	資料編の整理（府民生活部）
	<p>第 8 章 避難に関する計画</p> <p>第 2 節 避難勧告等</p> <p>第 2 避難勧告等</p> <p>1 市町村長の避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>(略)</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</p>	<p>第 8 章 避難に関する計画</p> <p>第 2 節 避難勧告等</p> <p>第 2 避難勧告等</p> <p>1 市町村長の避難準備情報、避難勧告、避難指示</p> <p>(略)</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</p>	資料編の整理（府民生活部）
298		<p><u>特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の反映
	<p>第 3 節 避難の周知徹底</p> <p>第 1 避難の勧告等の伝達方法</p> <p>2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。</p>	<p>第 3 節 避難の周知徹底</p> <p>第 1 避難の勧告等の伝達方法</p> <p>2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール、<u>Ｌアラート（災害情報共有システム）、ホームページ等</u>によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。</p>	防災基本計画の反映
300			防災基本計画の反映
301	<p>第 6 節 避難所の開設等</p> <p>第 1 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含</p>	<p>第 6 節 避難所の開設等</p> <p>第 1 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、<u>福祉避難所を開設するとともに、</u></p>	防災基本計画の反映

<p>め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>第2 避難所の運営管理等 <u>（追加）</u></p> <p>1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)</p>	<p>被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>第2 避難所の運営管理等</p> <p><u>1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p> <p>2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略)</p>	<p>防災基本計画の反映</p>
<p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>(3) 支援体制の企画・調整活動</p> <p>303 ウ 救護所や<u>こころのケアチーム</u>等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。</p> <p>第4 精神保護対策の実施</p> <p>304 (3) <u>心のケアチーム</u>の派遣</p> <p>災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ<u>心のケアチーム</u>（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。</p>	<p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>(3) 支援体制の企画・調整活動</p> <p>ウ 救護所や<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。</p> <p>第4 精神保護対策の実施</p> <p>(3) <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>の派遣</p> <p>災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>
<p>第10章 食糧供給計画</p> <p>第7節 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準</p> <p>312 「<u>資料編3-18</u>」に示すとおり。</p> <p>第9節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>第1 当該市町村内の販売業者の手持状況等の把握</p> <p>312 <u>第2 政府米保管倉庫及び近畿農政局消費安全部地域課との連絡体制</u></p> <p><u>第3 調達の連絡</u></p> <p>第4 炊出しの計画</p>	<p>第10章 食糧供給計画</p> <p>第7節 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準</p> <p>「<u>資料編3-5</u>」に示すとおり。</p> <p>第9節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>第1 当該市町村内の販売業者の手持状況等の把握</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>第2 調達の連絡</u></p> <p>第3 炊出しの計画</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>時点修正（近畿農政局）</p>

314	<p>第5 その他による食品の供給計画等</p> <p>第11章 生活必需品等供給計画 第4節 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領 第1 対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間 「資料編3-18」に示すとおり。</p>	<p>第4 その他による食品の供給計画等</p> <p>第11章 生活必需品等供給計画 第4節 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領 第1 対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間 「資料編3-5」に示すとおり。</p>	資料編の整理（府民生活部）
318	<p>第12章 給水計画 第2節 計画の内容 第7 災害救助法による飲料水の供給基準 「資料編3-18」に示すとおり</p>	<p>第12章 給水計画 第2節 計画の内容 第7 災害救助法による飲料水の供給基準 「資料編3-5」に示すとおり</p>	資料編の整理（府民生活部）
322	<p>第13章 住宅対策計画 第3節 応急仮設住宅 第1 仮設住宅の建設 (略) なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。対象等の基準については「資料編3-18」に示すとおり 第3 民間住宅・旅館等の利用 京都府においては、一時居住住宅として民間住宅やホテル・旅館等を民間施設を借上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。 第4節 住宅の応急修理 (略) 対象等の基準については、「資料編3-18」に示すとおり。</p>	<p>第13章 住宅対策計画 第3節 応急仮設住宅 第1 仮設住宅の建設 (略) なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。対象等の基準については「資料編3-5」に示すとおり 第3 民間住宅・旅館等の利用 京都府においては、応急仮設住宅及び一時居住住宅として民間住宅やホテル・旅館等を民間施設を借上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。 第4節 住宅の応急修理 (略) 対象等の基準については、「資料編3-5」に示すとおり。</p>	資料編の整理（府民生活部） 防災基本計画の反映 資料編の整理（府民生活部）
324	<p>第14章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第1 医療の方法及び内容 (略) (府内救急告示病院一覧は「資料編3-17」参照) 第2 救護班の編成 2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、</p>	<p>第14章 医療助産計画 第3節 計画の方法及び内容 第1 医療の方法及び内容 (略) (府内救急告示病院一覧は「資料編3-4」参照) 第2 救護班の編成 2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、</p>	資料編の整理（府民生活部）

<p>325</p> <p>326</p> <p>327</p> <p>328</p> <p>331</p> <p>332</p> <p>333</p> <p>335</p>	<p>国立病院機構病院、<u>京都大学医学部附属病院</u>、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。</p> <p>4 公立・公的病院、国立病院機構病院、<u>京都大学医学部附属病院</u>（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編制して応援出動に応じる。</p> <p>第5 応援要請の連絡系統 (略) (市町村別救急自動車数及び救急隊員数は「<u>資料編3-17</u>」参照)</p> <p>第11 災害救助法による医療基準 (略) 「<u>資料編3-18</u>」に示すとおり。</p> <p>第12 災害救助法による助産基準 (略) 「<u>資料編3-18</u>」に示すとおり。</p> <p>表 「市町村から府を通じて国立病院等に応援要請する場合の連絡系統」 <u>社会保険京都病院</u> <u>国民健康保険新大江病院</u></p> <p>表 「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141</p> <p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画 第2 遺体の搜索 3 災害救助法による基準 「<u>資料編3-18</u>」に示すとおり。</p> <p>第3 遺体の処理 3 災害救助法による基準 「<u>資料編3-18</u>」に示すとおり。</p> <p>第4 遺体の埋火葬 4 災害救助法による基準 「<u>資料編3-18</u>」に示すとおり。</p> <p>第16章 救出救護計画 第2節 計画の内容 第5 活動の調整 1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。</p>	<p>国立病院機構病院、<u>(削除)</u>、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。</p> <p>4 公立・公的病院、国立病院機構病院 <u>(削除)</u>（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編制して応援出動に応じる。</p> <p>第5 応援要請の連絡系統 (略) <u>(削除)</u></p> <p>第11 災害救助法による医療基準 (略) 「<u>資料編3-5</u>」に示すとおり。</p> <p>第12 災害救助法による助産基準 (略) 「<u>資料編3-5</u>」に示すとおり。</p> <p>表 「市町村から府を通じて国立病院等に応援要請する場合の連絡系統」 <u>京都鞍馬口医療センター</u> <u>私立福知山市民病院大江分院</u></p> <p>表 「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141 <u>(内線235)</u></p> <p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画 第2 遺体の搜索 3 災害救助法による基準 「<u>資料編3-5</u>」に示すとおり。</p> <p>第3 遺体の搜索 3 災害救助法による基準 「<u>資料編3-5</u>」に示すとおり。</p> <p>第4 遺体の埋火葬 4 災害救助法による基準 「<u>資料編3-5</u>」に示すとおり。</p> <p>第16章 救出救護計画 第2節 計画の内容 第5 活動の調整 1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、<u>医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら</u>、総合調整を行うものとする。</p>	<p>H27.4.1付けで「京都大学医学部附属病院」を災害拠点病院に指定したため（健康福祉部）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>時点修正（健康福祉部）</p> <p>内線の追加（陸上自衛隊）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>防災基本計画の反映</p>
---	---	---	---

336	<p>第7章 災害救助法による救出の基準 「資料編3-18」に示すとおり。</p>	<p>第7章 災害救助法による救出の基準 「資料編3-5」に示すとおり。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
337	<p>第17章 障害物除去計画 第2節 計画の内容 第1 住宅関係障害物除去 2 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準 「資料編3-18」に示すとおり。</p>	<p>第17章 障害物除去計画 第2節 計画の内容 第1 住宅関係障害物除去 2 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準 「資料編3-5」に示すとおり。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
341	<p>第19章 文教応急対策計画 第5節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合 (3) 学用品の給与基準 「資料編3-18」に示すとおり。</p>	<p>第19章 文教応急対策計画 第5節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合 (3) 学用品の給与基準 「資料編3-5」に示すとおり。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
345	<p>第20章 輸送計画 第6節 災害救助法による輸送基準 「資料編3-18」に示すとおり。</p>	<p>第20章 輸送計画 第6節 災害救助法による輸送基 「資料編3-5」に示すとおり。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
347	<p>第8節 市町村地域防災計画で定める事項 表 「輸送計画の連絡系統」 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141</p>	<p>第8節 市町村地域防災計画で定める事項 表 「輸送計画の連絡系統」 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141 <u>（内線235）</u></p>	<p>時点修正（陸上自衛隊）</p>
357	<p>第21章 交通規制に関する計画 第5節 異常気象時における道路通行規制要領 表 「西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準」 <u>（追加）</u></p>	<p>第21章 交通規制に関する計画 第5節 異常気象時における道路通行規制要領 表 「西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準」 <u>※規制基準は適宜見直しを行う場合がある</u></p>	<p>注釈の追加（西日本高速道路株式会社関西支社）</p>
359	<p>表 「<u>京都縦貫自動車道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領</u>」</p>	<p>表 <u>（最新状況に差し替え）</u> <u>※降雨時の交通規制基準について第二基準を設定</u></p>	<p>新規区間の供用に伴う規制基準の見直し（京都府道路公社）</p>
	<p>第25章 鉄道施設応急対策計画</p>	<p>第25章 鉄道施設応急対策計画</p>	

389	<p>第4章 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道の計画）</p> <p>第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置</p> <p>事故が発生した場合及びそのおそれがあるときは、下記の基準により、<u>宮津本部内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。</u></p>	<p>第4章 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道の計画）</p> <p>第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置</p> <p>事故が発生した場合及びそのおそれがあるときは、下記の基準により、<u>本社内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。</u></p>	組織改編（WILLER TRAINS株式会社）
390	<p>第25章 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>2 配備体制及び動員数</p> <p><u>当社「異例事態対応規程」等により、本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。</u></p>	<p>第25章 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>2 配備体制及び動員数</p> <p><u>(削除) 本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。</u></p>	「異例事態対応規程」の改正に伴う修正（近畿日本鉄道株式会社）
391	<p>第7節 阪急電鉄株式会社の計画</p> <p>第3 災害対策（事故対策）本部の組織体制図</p> <p>表 「<u>1 水害の場合</u>」</p>	<p>第7節 阪急電鉄株式会社の計画</p> <p>第3 災害対策（事故対策）本部の組織体制図</p> <p>表 <u>(最新状況に差し替え)</u></p>	組織改編(阪急電鉄株式会社)
394	<p>第26章 通信・放送施設応急対策計画</p> <p>第1節 通信施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>(2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。</p> <p>第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの</p>	<p>第26章 通信・放送施設応急対策計画</p> <p>第1節 通信施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>(2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。</p> <p>第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの</p> <p><u>(ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。)</u></p> <p><u>(3) 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u></p> <p><u>3 府災害対策本部との連携</u></p> <p><u>災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</u></p> <p><u>また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。</u></p>	京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（西日本電信電話株式会社）
	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p>	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p>	

395	<p>2 非常災害発生時の対策 (1)～(2) 略 <u>(新規)</u></p> <p>(3) 被害の復旧 非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。</p> <p>3 復旧応援 被害が大きく、<u>京都支店</u>もしくは<u>火力事業本部</u>のみの要員で早期復旧が困難な場合は<u>他支店・支社</u>又は<u>協力会社</u>等の応援を要請する。この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。</p>	<p>2 非常災害発生時の対策 (1)～(2) 略 <u>(3) 府災害対策本部との連携</u> <u>非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</u> <u>また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。</u></p> <p>(4) 被害の復旧 非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。<u>また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</u> <u>ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u></p> <p>3 復旧応援 被害が大きく、<u>京都支社</u>もしくは<u>舞鶴発電所</u>のみの要員で早期復旧が困難な場合は<u>他支社や火力事業本部等</u>へ応援を要請する。この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。</p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（関西電力株式会社）</p> <p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（関西電力株式会社）</p> <p>組織改編（関西電力株式会社）</p>
397	<p>第3節 ガス施設応急対策計画 第2 応急対策 <u>(新設)</u></p> <p>4 危険防止対策 (略)</p> <p>5 応急復旧対策 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。</p>	<p>第3節 ガス施設応急対策計画 第2 応急対策 <u>4 府災害対策本部との連携</u> <u>災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</u> <u>また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。</u></p> <p>5 危険防止対策 (略)</p> <p>6 応急復旧対策 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。<u>また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。</u> <u>ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u></p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（大阪ガス株式会社）</p> <p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（大阪ガス株式会社）</p>

第5節 上下水道施設応急対策計画

第1 水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

2 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

第2 下水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

2 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

第5節 上下水道施設応急対策計画

第1 水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

2 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第2 下水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

下水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

2 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

京都BCP推進会議ライフライン

446	<p>第37章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第1 京都府災害対策本部の要請 1～3 (略) (追加)</p>	<p><u>わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。</u> <u>ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u></p> <p>第37章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第1 京都府災害対策本部の要請等 1～3 (略) <u>4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</u></p>	<p>ン勉強会の意見を反映（環境部）</p> <p>防災基本計画の反映</p>
455	<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1章 生活確保対策計画 (追加)</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1章 生活確保対策計画 <u>第7節 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画</u> <u>(1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付</u> <u>大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。</u> <u>(2) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資について、関係金融機関と協力して融資を行う。</u></p>	<p>被災者住宅の再建を図るため、大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援補助金の交付を追記（建設交通部）</p> <p>被災住宅の再建を図るため、大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知を追記（建設交通部）</p>
457	<p>第7節 金融措置計画 (略) 第8節 郵便事業計画 (略)</p>	<p>第8節 金融措置計画 (略) 第9節 郵便事業計画 (略)</p>	
458	<p>第9節 り災証明書の交付 2</p>	<p>第10節 り災証明書の交付 2 <u>災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の反映</p>

府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第10節 被災者台帳の作成

また、府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

第11節 被災者台帳の作成

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

頁			
全編	※ <u>防災・原子力安全課、消防安全課 ほか</u>	※ <u>京都府の組織改編を反映</u>	組織改編（京都府）
1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第3節 計画の目標</p> <p>(前略)指針では、今後10年間（平成27年度～平成36年度）で、住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させることを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を設定した。(後略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第3節 計画の目標</p> <p>(前略)指針では、今後10年間（平成27年度～平成36年度）で、住宅の耐震化率を95%に<u>近づける</u>等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させることを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を設定した。(後略)</p>	戦略指針・推進プラン改定に係る修正(府民生活部)
4	<p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>3 近畿厚生局</p> <p>(1) <u>厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供</u></p>	<p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>3 近畿厚生局</p> <p>(1) <u>救援等に係る情報の収集及び提供</u></p>	表現の適正化(近畿厚生局)
6	<p>第5 指定公共機関</p> <p>4 <u>ソフトバンクモバイル株式会社</u></p> <p>11 <u>関西電力株式会社(京都支店)</u></p>	<p>第5 指定公共機関</p> <p>4 <u>ソフトバンク株式会社</u></p> <p>11 <u>関西電力株式会社(京都支社)</u></p>	組織改編（近畿総合通信局） 組織改編(関西電力株式会社)
25	<p>第3章 京都府の地勢の概要</p> <p>第4節 京都府の社会的環境</p> <p>第2 建物</p> <p>1 建物数</p> <p>(略)</p> <p>また、住宅・土地統計調査（平成20年）による京都府の住宅の建て方割合は一戸建て約56%、長屋建て約3%、共同住宅約41%となっており、<u>長屋建ての割合が全国平均の2倍近い値となっている。</u></p>	<p>第3章 京都府の地勢の概要</p> <p>第4節 京都府の社会的環境</p> <p>第2 建物</p> <p>1 建物数</p> <p>(略)</p> <p>また、住宅・土地統計調査（平成25年）による京都府の住宅の建て方割合は一戸建て約56%、長屋建て約3%、共同住宅約41%となっている。<u>(削除)</u></p>	平成25年住宅・土地統計調査結果の公表による（建設交通部）

2 構造と建築年数

1971年と1981年の建築基準法の改正によって、耐震性の強化が大幅に図られており、1982年以降に建造された建物は、阪神・淡路大震災においても実証されたように、基本的には地震に対して非常に強い構造となっている。

第4章 震災の想定

第2節 被害予測

第3 津波の予測

若狭湾内断層地震による津波の最大波高は以下のように予測され、京都府沿岸で最も大きな波高が発生するのは舞鶴市風島付近（地点番号27）で1.1m程度となっている。1.1m程度となっている。

また、平成26年8月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省他）の報告によると、京都府沿岸で最大7.2mの津波高が想定されており、京都府ではこの報告を踏まえ、より詳細な津波高及び浸水想定の設定を行うこととする。

<図> 数値シミュレーション計算地点

<図> 各地点における津波最大波高分布

<表> 日本海における大規模地震に関する調査検討会報告（舞鶴市、宮津市、与謝野町、伊根町、京丹後市の最大津波高の一覧表）

（追加）

（追加）

2 構造と建築年数

1971年と1981年の建築基準法の改正によって、耐震性の強化が大幅に図られており、1982年以降に建造された建物は、阪神・淡路大震災においても実証されたように、大地震においても倒壊のおそれが少ないことを目標とした基準となっている。

第4章 震災の想定

第2節 被害予測

第3 津波の予測

平成27年度、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波避難対策の基礎資料として、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に津波浸水想定を設定した。

この津波浸水想定は、平成26年9月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省）が公表した断層及び過去に発生した津波の断層から、京都府に影響が大きい断層としてF20、F24、F29、F52、F53、F54及び日本海中部地震（1983年）を選定して行ったものである。

津波浸水想定図については「資料編2-10」、津波浸水予測時間図については「資料2-11」に示すとおり。

（削除）

（削除）

（削除）

表 各市町沿岸の最高津波水位

市町名	地点	最高津波位 (T.P.)	陸域の標高	最高津波到達時間	断層
舞鶴市	田井地区 (崖地)	8.8m	約11m	45分	F49
宮津市	栗田地区 (崖地)	3.5m	約15m	49分	F49
与謝野町	浜野区野田地域 (平地)	0.6m	約1m	257分	F53
伊根町	本庄浜地区 (崖地)	10.9m	約20m	32分	F49
京丹後市	丹後町袖志地区 (崖地)	8.5m	約17m	28分	F49

※ 各市町の最高津波水位となる地点では、陸域の標高が津波水位を上回っている。

表 各市町の主要な地域における最高津波水位

市町名	地点	最高津波水位 (T.P.)	最高津波到達時間	断層
-----	----	---------------	----------	----

耐震改修促進計画策定有識者会議の意見を反映（建設交通部）

京都府津波浸水想定の設定に係る修正（防災消防企画課）

<図> 津波断層位置図

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共機関等安全確保計画

第2節 建築物の震災対策計画

第1 計画の方針

(略)

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物(以下「既存不適格建築物」という。)の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成19年3月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。

第2 対象建築物と具体的対策

3 住宅その他の建築物

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、以下の対策を進める。

(追加)

- (1) 耐震相談窓口を設置するとともに、ダイレクトメールなどによる府民への広報やフェアなどによる制度周知を市町村や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。
- (2) 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特別融資、住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業等により、改修を促進する。
- (3) 木造建築技術者に対して、木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。
- (4) 共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施しており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

第7節 通信放送施設防災計画

舞鶴市	浜	1.3m	52分	F53
宮津市	宮津	2.0m	92分	F53
与謝野町	野田川河口	0.6m	261分	F53
伊根町	伊根	2.0m	71分	F52
京丹後市	浅茂川	3.3m	31分	F49

<図> 京都府津波浸水想定における断層位置図

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共機関等安全確保計画

第2節 建築物の震災対策計画

第1 計画の方針

(略)

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物(以下「既存不適格建築物」という。)の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、平成28年3月に策定した京都府建築物耐震改修促進計画に基づき、進行管理を行う。

第2 対象建築物と具体的対策

3 住宅その他の建築物

府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた家具の転倒防止等幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震による甚大な被害を低減させることを目指して、住宅や、多数の利用する特殊建築物以外の建築物については、以下の対策を進める。

- (1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進する。
- (2) 耐震相談窓口を設置するとともに、マスメディア等を活用した府民への広報やフェアなどによる制度周知を市町村や建築関係団体等と連携して実施し、耐震設計や耐震診断・改修について普及・啓発する。
- (3) 耐震改修促進法の認定制度や独立行政法人住宅金融支援機構の特別融資、住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業等により、改修を促進する。
- (4) 木造建築技術者に対して、木造住宅耐震診断士養成講習会等の耐震知識・耐震改修技術講習会を実施し、人材の育成を図る。
- (5) 建築基準法第12条の規定による定期報告の対象となる共同住宅等については、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

第7節 通信放送施設防災計画

京都府建築物耐震改修促進計画の改定による(建設交通部)

京都府建築物耐震改修促進計画の策定による(建設交通部)

京都府建築物耐震改修促進計画の策定による(建設交通部)

広報手法の修正(建設交通部)

定期報告は全ての共同住宅を対象としているものではないため(建設交通部)

58

ソフトバンクモバイル株式会社

第9節 道路の現況

66

表2.1.3 「道路状況一覧表」

道路種別	道路現況 (平21.4.1現在)	
	管理延長(km)	橋梁箇所数
一般国道 (指定区間外)	439.4	407
主要地方道	882.9	811
一般府道	827.5	759
計	2,149.8	1,977

第11節 砂防及び治山施設防災計画

第2 治山施設防災計画

1 現況

68

府内森林面積343,073haのうち約93,532haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

69

表2.1.5 「土砂災害危険箇所等一覧表(その1)」

		山腹崩壊	崩壊土砂流出
京都林務	京都市	336	370
	小計	365	378
京都府 山城 広域振興局	宇治市	43	46
	井手町	11	3
	木津川市	93	22
	和束町	38	33
	小計	336	190
京都府 南丹	南丹市	252	204
	京丹波町	66	112
広域振興局	小計	429	478
京都府 中丹	綾部市	253	197
	舞鶴市	353	222
広域振興局	小計	1010	818
京都府 丹後	宮津市	126	112
	与謝野町	80	84
広域振興局	伊根町	51	22
	京丹後市	453	214

ソフトバンク株式会社

第1節 道路の現況

表2.1.3 「道路状況一覧表」

道路種別	道路現況 (平26.4.1現在)	
	管理延長(km)	橋梁箇所数
一般国道 (指定区間外)	450.1	443
主要地方道	883.6	801
一般府道	820.7	805
計	2,154.4	2,049

第11節 砂防及び治山施設防災計画

第2 治山施設防災計画

1 現況

府内森林面積342,827haのうち約104,553haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

表2.1.5 「土砂災害危険箇所等一覧表(その1)」

		山腹崩壊	崩壊土砂流出
京都林務	京都市	304	334
	小計	333	342
京都府 山城 広域振興局	宇治市	44	48
	井手町	3	3
	木津川市	92	21
	和束町	38	34
	小計	328	192
京都府 南丹	南丹市	252	206
	京丹波町	64	111
広域振興局	小計	427	479
京都府 中丹	綾部市	253	190
	舞鶴市	353	219
広域振興局	小計	1010	808
京都府 丹後	宮津市	119	112
	与謝野町	80	85
広域振興局	伊根町	50	23
	京丹後市	451	214

組織改編(近畿総合通信局)

時点修正(建設交通部)

時点修正(農林水産部)

時点修正(農林水産部)

	小計	710	432
合計		2850	2296

第14節 ダム等防災計画

第1 現況
(略)

83

また、農業用ため池は府内に、1,600余箇所あり、水田受益面積の約4割にあたる11,200haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

第2 計画の方針
(略)

また、災害の未然防止を図るため、広域振興局は、改修を要するため池については、関係市町村及びため池管理者に注意を喚起するとともに、ため池整備の早期実施を指導する。

第3 計画の内容

2 農業用ため池

(1) ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、広域振興局は、府内全ての農業用ため池の諸元情報をデータベース化するとともに、定期的に点検調査を行い、ため池管理受益者に対し注意を喚起し必要な措置を行うよう指導する。

また、平常時における保守点検や維持管理をため池管理者に対して徹底する。

(2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

地震時等には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行い、連絡体制を確立する中で、ため池管理者に対して緊急放流を行わせるなどの対策を講ずる。

なお、ため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、震度4以上の地震が観測された地域にあっては堤高が15m以上のため池、震度5弱以上の地震が観測された地域にあっては堤高が10m以上、又は貯水量10万m3以上、若しくは人的被害を及ぼすおそれのあるため池とする。

図2.1.2(4) 「ダム放流通報の連絡系統:和知ダム」

関西電力(株)舞鶴電力システムセンター
関西電力(株)京都支店
関西電力(株)舞鶴営業所

91

	小計	700	432
合計		2798	2253

第14節 ダム等防災計画

第1 現況
(略)

また、農業用ため池は府内に、約1,600箇所あり、耕地面積の約6割にあたる13,300haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

第2 計画の方針
(略)

また、災害の未然防止を図るため、広域振興局及び農村振興課（以下「広域振興局等」という。）は、改修を要するため池については、関係市町村及びため池管理者に注意を喚起するとともに、ため池整備の早期実施を指導する。

第3 計画の内容

2 農業用ため池

(1) ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、広域振興局等は、府内全てのため池の諸元情報をデータベース化するとともに、関係市町村及びため池管理者に対して定期的に点検調査の実施を指導・支援することにより、ため池管理者等が日常管理と緊急時に必要な処置が行えるよう啓発する。

(2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

市町村及びため池管理者は、地震時における緊急連絡体制を確立し、また、地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行うとともに、必要に応じ、緊急放流などの対策を講ずる。

なお、市町村及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、市町村が指定したため池のみとする。

図2.1.2(4) 「ダム放流通報の連絡系統:和知ダム」

関西電力(株)舞鶴電力所
関西電力(株)京都支社
関西電力(株)舞鶴事業所

時点修正（農林水産部）

表現の適正化（農林水産部）

表現の適正化（農林水産部）

表現の適正化（農林水産部）

表現の適正化（関西電力株式会社、宮津与謝消防組合）

	宮津与謝消防組合	宮津与謝消防組合 <u>消防本部</u>	
95	<p>第15節 危険物等施設防災対策</p> <p>第1 現況 (略)</p> <p><u>〔高圧ガス施設の現況は「資料編2-2」参照、高圧ガスによる災害事故件数と被害者数は「資料編2-3」参照、火薬類等販売事業所及び火薬庫数は「資料編2-4」参照、火薬類による災害事故件数と被害者数は「資料編2-5」参照〕</u></p>	<p>第15節 危険物等施設防災対策</p> <p>第1 現況 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>該当項目の削除による (府民生活部)</p>
102	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画</p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備</p> <p>第6 緊急時の情報通信の確保</p> <p>2 防災担当職員等の参集</p> <p>緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を保管するため、一斉呼出しシステム及び、携帯メールの活用を図る。</p> <p>第7 各機関の無線通信 (略)</p> <p><u>各機関内における連絡系統図は「資料編2-6」のとおりである。さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料編2-7」に示す。</u></p>	<p>第2章 情報連絡通信網の整備計画</p> <p>第1節 情報連絡通信網の整備</p> <p>第6 緊急時の情報通信の確保</p> <p>2 防災担当職員等の参集</p> <p>緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を保管するため、<u>職員</u>一斉呼出しシステム及び、携帯メールの活用を図る。</p> <p>第7 各機関の無線通信 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「<u>資料編2-2</u>」に示す。</p>	<p>表現の適正化 (府民生活部)</p> <p>表現の適正化 (府民生活部)</p>
103	<p>第2節 市町村・防災機関等の非常通信</p> <p>第2 市町村</p> <p>地震災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路 (<u>「資料編2-8」参照</u>) に従って通信連絡を行う。</p> <p>第3 防災機関等</p> <p>無線を整備している防災関係機関 (<u>「資料編2-9」参照</u>) は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。</p>	<p>第2節 市町村・防災機関等の非常通信</p> <p>第2 市町村</p> <p>地震災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、非常通信経路 (<u>「資料編2-3」参照</u>) に従って通信連絡を行う。</p> <p>第3 防災機関等</p> <p>無線を整備している防災関係機関 (<u>「資料編2-2」参照</u>) は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。</p>	<p>表現の適正化 (府民生活部)</p> <p>表現の適正化 (府民生活部)</p>
	<p>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画</p> <p>第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画</p> <p>第1 京都地方気象台</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の種類</p> <p>表「地震及び津波に関する情報の種類と内容」</p> <p>震度速報 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(注</p>	<p>第3章 地震及び津波に関する情報等の伝達計画</p> <p>第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画</p> <p>第1 京都地方気象台</p> <p>1 地震及び津波に関する情報の種類</p> <p>表「地震及び津波に関する情報の種類と内容」</p> <p>震度速報 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(注</p>	

104

1) (全国を190地域に区分) (以下略)

第7 地震観測

表2.3.2 「京都地方でのラジオ受信周波数」

(追加)			(追加)
NHK京都一 福知山	第1 1026kHz	第2 1359kHz	F M 84.8MHz

113

115

「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」

第2節 津波予報等の伝達計画

表 「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」

津波の高さの予想の区分(津波注意報) 0.2m ≤ 高さ ≤ 1m

116

117

図2.3.3 「津波警報等伝達経路図」

第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

別紙 「大規模地震関連情報取扱要領」

第3条 (通報の受理)

京都地方気象台からの「東海地震に関連する調査情報(臨時)」、
「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」(これらの3情報を以下「東海地震関連情報」という。)は、防災情報提供システムにより(略)

121

第4章 医療助産計画

第2節 計画の内容

第3 機関災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等
連絡協議会

表 「基幹災害拠点病院等」

128

第5章 火災防止に関する計画

第2節 出火防止、初期消火対策

[消防本部の所在地及び電話番号は「資料編2-12」参照]

第2 相互応援協定

2 大規模災害時の広域相互応援協定

(京都府広域消防相互応援協定…「資料編参考資料3」参照)

131

1) (全国を約190地域に区分) (以下略)

第7 地震観測

表2.3.2 「京都地方でのラジオ受信周波数」

NHK京都			F M 82.8MHz
NHK京都一 福知山	第1 1026kHz	第2 1359kHz	F M 84.8MHz

(最新状況に差し替え)

第2節 津波予報等の伝達計画

表 「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」

津波の高さの予想の区分(津波注意報) 0.2m ≤ 高さ ≤ 1m

表2.3.2 (最新状況に差し替え)

第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

別紙 「大規模地震関連情報取扱要領」

第3条 (通報の受理)

京都地方気象台からの「東海地震に関連する調査情報(臨時)」、
「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」(これらの3情報を以下「東海地震関連情報」という。)は、気象情報伝送処理システムにより(略)

第4章 医療助産計画

第2節 計画の内容

第3 機関災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等
連絡協議会

表 (最新状況に差し替え)

第5章 火災防止に関する計画

第2節 出火防止、初期消火対策

(削除)

表現の適正化(京都地方気象台)

表現の適正化(近畿総合通信局)

表現の適正化(府民生活部)

表現の適正化(京都地方気象台)

組織改編等(農林水産部)

表現の適正化(京都地方気象台)

衛星防災系情報システム電話の配備等(健康福祉部)

資料編の整理(府民生活部)

133

第3節 火災拡大防止計画

第2 相互応援協定

図2.5.1 「市町村相互応援協定締結状況一覧」

30 京都縦貫道路（綾部宮津道路及び丹波綾部道路）における消防応援協定

45 京都中部広域消防組合・豊能町・亀岡市消防相互応援協定

協定内容 火災・救急・救助

協定締結消防機関 京都中部広域消防組合・亀岡市・豊能町

46 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市消防相互応援協定

協定内容 火災・救急業務

協定締結消防機関 京都中部広域消防組合・亀岡市・豊能町

図2.5.1(3) 「防災期間へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統」
陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141

第6章 避難に関する計画

第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

第4 避難道路の選定と確保

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

(1)～(6) (略)

138

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備
(追加)

第3節 火災拡大防止計画

第2 相互応援協定

図2.5.1 「市町村相互応援協定締結状況一覧」

30 京都縦貫自動車道（宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジ）及び宮津与謝道路における消防応援協定

45 京都中部広域消防組合・亀岡市・箕面市・豊能町消防相互応援協定

協定内容：全災害

協定締結消防機関：京都中部広域消防組合・亀岡市・豊能町・箕面市

46 京都中部広域消防組合・能勢町・亀岡市豊中市消防相互応援協定

協定内容 全災害

協定締結消防機関 京都中部広域消防組合・亀岡市・豊能町・豊中市

図2.5.1(3) 「防災期間へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統」
陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141 (内線235)

第6章 避難に関する計画

第3節 指定緊急避難場所の指定等及び避難経路の選定

第4 避難道路の選定と確保

指定緊急避難場所の指定等をした市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

(1)～(6) (略)

また、市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第2 介護保険施設、障害者支援施設及び民間施設等の受入れに関する協力

府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ府や近隣府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を府に登録するよう要請するものとする。

表現の適正化（亀岡市、宮津与謝消防組合消防本部、京都中部広域消防組合）

時点修正（陸上自衛隊）

防災基本計画の反映

防災基本計画の反映

140

第7節 市町村等の避難計画

第1 市町村地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

1～6 (略)

7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(2) 災害時における広報

ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知

イ (追加)

イ ホームページによる周知

ウ 広報無線、消防無線による周知

エ 広報車による周知

オ 避難誘導員による現地広報

カ 住民組織を通じた広報

第7章 津波災害予防計画

第2節 計画の内容

第1 想定する津波と対策の基本的な考え方

府における津波の危険地域は、北部の日本海沿岸及び若狭湾沿岸である。特に若狭湾沿岸の海岸線は複雑に入り組んでおり、湾奥での津波の波高が極端に高まる危険性があるので注意しなければならない。

津波対策については、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し対策を推進するものとし、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析等において、出来るだけ過去に遡って津波の発生等を調査するものとする。

津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については府民の生命を守ることを最優先とし、府民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて府民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

第3 防災知識の普及、防災教育

2 津波浸水想定図の活用

142

第7節 市町村等の避難計画

第1 市町村地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

指定避難場所等の避難場所について、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て近隣市町村に設けるものとする。

1～6 (略)

7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(2) 災害時における広報

ア テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能や事前登録によるメール機能を含む。）による周知

イ ILアラート（災害情報共有システム）の活用

ウ ホームページによる周知

エ 広報無線、消防無線による周知

オ 広報車による周知

カ 避難誘導員による現地広報

キ 住民組織を通じた広報

第7章 津波災害予防計画

第2節 計画の内容

第1 想定する津波と対策の基本的な考え方

府における津波の危険地域は、北部の日本海沿岸及び若狭湾沿岸である。特に若狭湾沿岸の海岸線は複雑に入り組んでおり、湾奥での津波の波高が極端に高まる危険性があるので注意しなければならない。

(削除)

津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については府民の生命を守ることを最優先とし、府民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて府民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

第3 防災知識の普及、防災教育

2 津波浸水想定図の活用

防災基本計画の反映

防災基本計画の反映

津波浸水想定の設定(府民生活部)

津波浸水想定図は、京都府に津波予報が発表された場合において、各市町における個々の湾や海岸が浸水するか否か、浸水する場合はどの程度浸水するか浸水想定区域を表示したものである。

府、沿岸市町は津波浸水想定図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。

沿岸市町は、津波浸水想定図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険想定区域の周知を行う。(後略)

第4 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知

日本海ないし若狭湾内で大地震が発生した場合には、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、津波の最大波高は110cm程度に及ぶと予測され、気象や地形的な要素も加わり、予測できない波高が観測される場合も考えられる低地帯での浸水や、津波が河川を遡上して被害が内陸部にまで及ぶこと等が考えられる。そのため、沿岸市町は津波に対する避難のための計画を策定する。

なお、平成26年8月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の報告によると、京都府沿岸で最大7.2mの津波高が想定されており、京都府ではこの報告を踏まえ、より詳細な津波高及び浸水想定の設定を行う予定であり、設定後は計画の見直しが必要となる。

沿岸市町が避難場所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項が十分検討されていないなければならない。(後略)

第5～第9 (略)

第9章 資材器材等整備計画

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

第4 物資集配地の整備

府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める集配予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波避難対策の基礎資料として、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を作成している。

府、沿岸市町は津波浸水想定図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。

沿岸市町は、津波浸水想定図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険想定区域の周知を行う。(後略)

第4 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知

平成27年度に実施した京都府津波浸水想定によると、日本海ないし若狭湾内での断層による地震が発生した場合に、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、各市町の主な集落・漁港における最高津波水位は6.0m(舞鶴市小橋・瀬崎)と想定されている。そのため、沿岸市町は京都府津波浸水想定等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

(削除)

沿岸市町が避難場所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項が十分検討されていないなければならない。(後略)

第5～第9 (略)

第10 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

沿岸市町は、津波防災地域づくりに関する法律の基本指針に基づき、第1～第9及び京都府津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(以下、「推進計画」という。)を作成することが出来る。推進計画で定める内容は、以下のとおりである。

- 1 推進計画の区域
- 2 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 3 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 4 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

第9章 資材器材等整備計画

第2節 食料及び生活必需品の確保計画

第4 物資集配地の整備

府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める集配予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受

津波浸水想定の設定(府民生活部)

津波浸水想定の設定(府民生活部)

151 入れを行うため、広域的観点から集配予定地を定める。府の集配予定地広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

第6 市町村地域防災計画で定める事項

(1)～(2) (略)

(3) 政府米保管倉庫及び近畿農政局消費安全部地域課との連絡体制

(4) 調達・連絡体制

(5) 物資の集配予定地

(6) 炊出し、その他による食品の給食計画等

図2.9.2 「米穀の緊急引渡ルート」

(b) 政府所有米穀の調達

農林水産省生産局

152

第12章 文化財災害予防計画

第1節 現状

第1 建造物

159

国指定建造物は府内に630棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている584棟のうち、未設置のものは23棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は458棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の355棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は414社寺等（国有・公有は除く。）である。

(略)

また、府指定・登録文化財は、現在184所有者、264件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の190件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る139件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-13参照〕

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は137件（二府県にまたが

入れを行うため、広域的観点から集配予定地を定める。

府の集配予定地は広域防災活動拠点のほか次の施設とする。

施設名	京都パルスプラザ（京都府総合見本市会館）
所在地	京都市伏見区竹田鳥羽殿町5

第6 市町村地域防災計画で定める事項

(1)～(2) (略)

(削除)

(3) 調達・連絡体制

(4) 物資の集配予定地

(5) 炊出し、その他による食品の給食計画等

図2.9.2 「米穀の緊急引渡ルート」

(b) 政府所有米穀の調達

農林水産省政策統括官

第12章 文化財災害予防計画

第1節 現状

第1 建造物

国指定建造物は府内に639棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている588棟のうち、未設置のものは13棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は509棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の354棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

府内における国指定文化財の所有者は413社寺等（国有・公有は除く。）である。

(略)

また、府指定・登録文化財は、現在191所有者、277件（国有・公有は除く。）を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが73件（一部寄託4件を含む。）、これ以外の204件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る154件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-6参照〕

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は135件（二府県にまたが

府の施策の見直し（防災消防企画課）

時点修正（近畿農政局）

組織改編（近畿農政局）

時点修正（教育庁）

時点修正（教育庁）

資料編の整理（府民生活部）

時点修正（教育庁）

164	<p>るものは除く)、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は<u>61</u>件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔年次別の指定件数は、<u>資料編 2-14</u>参照〕</p> <p>第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は<u>2</u>件、府選定文化的景観は10件選定されている。</p> <p>第14章 府民の防災活動の促進 第1節 防災知識と地震時の心得の普及 第2 防災リーダーの養成 1 (略) 2 (略) <u>(新規)</u></p>	<p>るものは除く)、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は<u>60</u>件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔年次別の指定件数は、<u>資料編 2-7</u>参照〕</p> <p>第5 文化的景観 府内に国選定重要文化的景観は<u>3</u>件、府選定文化的景観は10件選定されている。</p> <p>第14章 府民の防災活動の促進 第1節 防災知識と地震時の心得の普及 第2 防災リーダーの養成 1 (略) 2 (略) <u>3 大学等との協力により、若者の防災リーダーの育成を図る。</u></p>	<p>資料編の整理(府民生活部)</p> <p>時点修正(教育庁)</p> <p>女性等多様な視点での防災対策意見交換会の意見を反映(府民生活部)</p>
174	<p>第17章 行政機能維持対策計画 第2節 防災中枢機能等の確保、充実 (前略) 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>第29章 行政機能維持対策計画 第2節 防災中枢機能等の確保、充実 (前略) 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備や国等への通信機器・<u>電源車</u>の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>通信設備の電力供給が途絶した場合に備え移動電源車の貸与体制を整えているため(近畿総合通信局)</p>
175	<p>第18章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備</p> <p>府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。 なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。</p> <p>また、知事は応援のため京都府が締結した協定については、市町村から災害対策基本法第68条に基づく、応援要請の手続について、市町村に周知を図る。</p>	<p>第18章 広域応援体制の整備 第2節 計画の内容 第3 府内の防災相互応援体制の整備 <u>1 防災相互応援協定の締結</u></p> <p>府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。 なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する<u>など、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するとともに、国は、都道府県が必要に応じて、管内市町村への応援・派遣やその受援に係る調整を円滑に行うことができるような仕組みを検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、知事は応援のため京都府が締結した協定については、市町村から災害対策基本法第68条に基づく、応援要請の手続について、市町村に周知を図る。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>

	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制</p> <p>第1 責務</p> <p>府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</p> <p>第2節 防災関係機関の初動体制</p> <p>表3.1.1 「災害応急対策活動に係る計画、規程等」</p> <p>自衛隊</p> <p>福知山駐屯部隊 ○<u>福知山駐屯地災害派遣計画</u></p> <p>関西電力株式会社 <u>(京都支店)</u> ○<u>京都支店非常災害対策本部</u></p> <p>第3節 府の活動体制（各機関）</p> <p>第2 活動体制</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 運用計画</p> <p>キ 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>2 被災地緊急サポートチームの整備</p> <p><u>府は、災害発生後に被災市町村が必要とする支援内容の調整を迅速に行う先遣隊の編成や家屋被害調査業務などに即戦力として従事できる職員を養成し、被災市町村への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。</u></p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害応急対策の活動体制</p> <p>第1 責務</p> <p>府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、<u>職員の安全の確保に十分に配慮しつつ</u>、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。</p> <p>第2節 防災関係機関の初動体制</p> <p>表3.1.1 <u>(最新状況に差し替え)</u></p> <p>自衛隊</p> <p>福知山駐屯部隊 ○<u>第7普通科連隊災害派遣計画</u></p> <p>関西電力株式会社 <u>(京都支社)</u> <u>(削除)</u></p> <p>第3節 府の活動体制（各機関）</p> <p>第2 活動体制</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(1) 運用計画</p> <p>キ 国が非常（緊急）災害現地対策本部 <u>又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室</u>を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。</p> <p>第3 航空運用調整班運用計画</p> <p>1 航空運用調整班の設置</p> <p><u>災害対策本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、関係機関の航空機との活動調整を図るため、府災害対策本部に航空運用調整班を設置する。</u></p> <p>2 航空運用調整班の所掌事務</p> <p><u>航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>表現の適正化（陸上自衛隊、関西電力株式会社）</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p>
--	--	--	--

190	<p>第3 現地災害対策本部運用計画 表3.1.2 「災害対策本部の事務分掌」 調整部 調整班 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p><u>3 航空運用調整班の班員</u> <u>(1) 航空運用調整班の班長は、災害対策課担当課長とする。</u> <u>(2) 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。</u> <u>ア 京都市消防局航空隊員</u> <u>イ 関係機関航空隊員</u> <u>ウ その他災害対策本部長が必要と認める者</u> 第4 現地災害対策本部運用計画 表3.1.2 「災害対策本部の事務分掌」 調整部 調整班 <u>12 ライフライン事業者との連絡及び調整の総括に関すること。</u> 調整部 <u>航空運用調整班</u> <u>災害対策課担当課長</u> <u>1 航空機による情報収集、救助・救急、消火、医療等の活動に関すること。</u> <u>2 航空機の安全・円滑な運用のための活動エリアや任務の調整に関すること。</u> <u>3 自衛隊による局地情報提供に関する調整に関すること。</u></p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映 防災基本計画の反映</p>
194	<p>建設交通部 河川・砂防班 10 京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台並びに近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 第4 動員計画（各機関） 2 災害対策本部及び支部の動員</p>	<p>建設交通部 河川・砂防班 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 第5 動員計画（各機関） 2 災害対策本部及び支部の動員</p>	<p>組織改編（京都地方気象台）</p>
196	<p>(2) 震災発生時、特に緊急を要する業務に従事するため、(1)の災害対策本部要員のうち調整部調整班及び警察本部警備班に属する職員並びに5に定める<u>危機管理初動班員</u>をもって本部長が指揮する緊急初動特別班を編成する。緊急初動特別班の編成及び業務は表3.1.4のとおりとする。</p>	<p>(2) 震災発生時、特に緊急を要する業務に従事するため、(1)の災害対策本部要員のうち調整部調整班及び警察本部警備班に属する職員並びに5に定める<u>非常時専任職員</u>をもって本部長が指揮する緊急初動特別班を編成する。緊急初動特別班の編成及び業務は表3.1.4のとおりとする。</p>	<p>表現の適正化（府民生活部）</p>
199	<p>第5 京都府防災会議の開催 (略)</p>	<p>第6 京都府防災会議の開催 (略)</p>	
200	<p><u>(追加)</u> 第6節 市町村の活動体制</p>	<p><u>第6節 ライフラインの復旧調整</u> <u>人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。</u> 第7節 市町村の活動体制</p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映</p>

201	第7節 指定地方行政機関等の活動体制	第8節 指定地方行政機関等の活動体制	
	第8節 広域応援協力計画	第9節 広域応援協力計画	
	第1 国に対する応援要請	第1 国に対する応援要請	
201	知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。(参考資料：資料編3-18)	知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。(参考資料：資料編3-5)	表現の適正化 (府民生活部)
	第9節 労務供給計画	第10節 労務供給計画	
	第10節 職員の証票	第11節 職員の証票	
	第11節 災害対策本部等の標識	第12節 災害対策本部等の標識	
	第2章 通信情報連絡活動計画	第2章 通信情報連絡活動計画	
	第3節 市町村地域防災計画で定める事項	第3節 市町村地域防災計画で定める事項	
208	図3.2.1 「被災市町村長からの災害情報等の伝達系統」	図3.2.1 (最新状況に差し替え)	
	京都市災害対策本部	京都市災害対策本部	組織改編等(京都市、綾部市、城陽市、与謝野町)
	消防局	行財政局	
	防災課長	防災危機管理室長	
	綾部市	綾部市	
	NTT電話番号 (追加)	NTT電話番号 直 42-4222	
	城陽市	城陽市	
	防災課	危機・防災対策課	
	与謝野町	与謝野町	
	総務課 (0772)46-3001 直46-3004 8(7)-853-8108	防災安全課 (0772)43-9000 直43-9011 8(7)-853-8104	
	第2章 通信情報連絡活動計画	第2章 通信情報連絡活動計画	
	第3節 災害情報、被害状況等の情報伝達	第3節 災害情報、被害状況等の情報伝達	
218	表3.2.5 「関係機関と本部各部の分担」	表3.2.5 「関係機関と本部各部の分担」	
	関西電力株式会社 (京都支店)	関西電力株式会社 (京都支社)	組織改編(関西電力株式会社)
	北近畿タンゴ鉄道株式会社	北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社 (京都丹後鉄道)	組織改編 (建設交通部)
	第4節 通信手段の確保	第4節 通信手段の確保	
219	第1 災害時の通信連絡	第1 災害時の通信連絡	
	(前略) KDD I 株式会社 (関西総支社) 及びソフトバンクモバイル株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。	(前略) KDD I 株式会社 (関西総支社) 及びソフトバンク株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。	組織改編 (近畿総合通信局)
	第3章 津波災害応急対策計画	第3章 津波災害応急対策計画	

226	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 沿岸市町</p> <p>図3.3.1 「津波時の勧告・指示の連絡系統」 与謝野町役場 <u>(0772)-46-3001</u></p>	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 沿岸市町</p> <p>図3.3.1 「津波時の勧告・指示の連絡系統」 与謝野町役場 <u>(0772)-43-9000</u></p>	<p>時点修正（与謝野町）</p>
237	<p>第5章 救出救護計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第5 活動の調整</p> <p>1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。</p>	<p>第5章 救出救護計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第5 活動の調整</p> <p>1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、<u>医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の反映</p>
238	<p>第7 災害救助法による救出の基準</p> <p><u>「資料編3-18」</u>に示すとおり。</p>	<p>第7 災害救助法による救出の基準</p> <p><u>「資料編3-5」</u>に示すとおり。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
240	<p>第6章 医療助産計画</p> <p>第3節 計画の方法及び内容</p> <p>第1 医療の方法及び内容</p> <p>(略)</p> <p>(府内救急告示病院一覧「<u>資料編3-16</u>」参照)</p> <p>第2 救護班の編成</p> <p>2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、<u>京都大学医学部附属病院</u>、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。</p> <p>4 公立・公的病院、国立病院機構病院、<u>京都大学医学部附属病院</u>（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編制して応援出動に応じる。</p>	<p>第6章 医療助産計画</p> <p>第3節 計画の方法及び内容</p> <p>第1 医療の方法及び内容</p> <p>(略)</p> <p>(府内救急告示病院一覧は「<u>資料編3-4</u>」参照)</p> <p>第2 救護班の編成</p> <p>2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、<u>(削除)</u>、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。</p> <p>4 公立・公的病院、国立病院機構病院 <u>(削除)</u>（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編制して応援出動に応じる。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
241	<p>第5 応援要請の連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>(市町村別救急自動車数及び救急隊員数は「<u>資料編3-17</u>」参照)</p>	<p>第5 応援要請の連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
242	<p>第11 災害救助法による医療基準</p> <p>(略)</p> <p><u>「資料編3-18」</u>に示すとおり。</p> <p>第12 災害救助法による助産基準</p>	<p>第11 災害救助法による医療基準</p> <p>(略)</p> <p><u>「資料編3-5」</u>に示すとおり。</p> <p>第12 災害救助法による助産基準</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>

243	<p>(略)</p> <p>「資料編3-18」に示すとおり。</p> <p>図3.6.3 「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>時点修正（陸上自衛隊）</p>
253	<p>第3節 輸送の方法等</p> <p>表 「輸送計画の連絡系統」</p> <p>3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141</p>	<p>時点修正（陸上自衛隊）</p>
260	<p>第9章 輸送計画</p> <p>第6節 災害救助法による救助基準 「資料編3-18」に示すとおり。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
265	<p>第10章 交通規制に関する計画</p> <p>第5節 地震発生時における道路通行規制要領</p> <p>表 「西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準」 <u>(新規)</u></p>	<p>注釈の追加（西日本高速道路株式会社関西支社）</p> <p>新規区間の供用に伴う規制基準の見直し（京都府道路公社）</p>
277	<p>表 「<u>京都縦貫自動車道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領</u>」</p>	<p>※<u>規制基準は適宜見直しを行う場合がある</u></p> <p>※<u>最新状況に差し替え</u></p> <p>※<u>降雨時の交通規制基準について第二基準を設定</u></p>
288	<p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第3節 避難の周知徹底</p> <p>第1 避難の勧告等の伝達方法</p> <p>2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。</p>	<p>防災基本計画の反映</p>
289	<p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>※<u>福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p>
	<p>(略)</p> <p>「資料編3-5」に示すとおり。</p> <p>図3.6.3 「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141 <u>(内線235)</u></p> <p>第3節 輸送の方法等</p> <p>表 「輸送計画の連絡系統」</p> <p>3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 陸上自衛隊第7普通科連隊第3科 0773-22-4141 <u>(内線235)</u></p> <p>第9章 輸送計画</p> <p>第6節 災害救助法による救助基準 <u>「資料編3-5」に示すとおり。</u></p> <p>第21章 交通規制に関する計画</p> <p>第5節 異常気象時における道路通行規制要領</p> <p>表 「西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準」</p> <p>※<u>規制基準は適宜見直しを行う場合がある</u></p> <p>※<u>最新状況に差し替え</u></p> <p>※<u>降雨時の交通規制基準について第二基準を設定</u></p> <p>第11章 避難に関する計画</p> <p>第3節 避難の周知徹底</p> <p>第1 避難の勧告等の伝達方法</p> <p>2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール、<u>Lアラート(災害情報共有システム)、ホームページ</u>等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1 避難所の開設</p> <p>(略)</p> <p>さらに、要配慮者に配慮して、<u>福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>時点修正（陸上自衛隊）</p> <p>時点修正（陸上自衛隊）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>注釈の追加（西日本高速道路株式会社関西支社）</p> <p>新規区間の供用に伴う規制基準の見直し（京都府道路公社）</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p>

<p>第2 避難所の運営管理等 (追加)</p> <p>1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)</p>	<p>第2 避難所の運営管理等</p> <p><u>1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p> <p>2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略)</p>	<p>防災基本計画の反映</p>
<p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>(3) 支援体制の企画・調整活動</p> <p>291 ウ 救護所や<u>こころのケアチーム</u>等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。</p> <p>第4 精神保護対策の実施</p> <p>292 (3) <u>心のケアチーム</u>の派遣</p> <p>災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ<u>心のケアチーム</u>（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。</p>	<p>第7節 避難者健康対策</p> <p>第3 支援活動体制及び活動内容</p> <p>(3) 支援体制の企画・調整活動</p> <p>ウ 救護所や<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。</p> <p>第4 精神保護対策の実施</p> <p>(3) <u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>の派遣</p> <p>災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の反映（府民生活部）</p>
<p>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</p> <p>第1節 食糧供給計画</p> <p>第6 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準</p> <p>299 「<u>資料編3-18</u>」に示すとおり。</p> <p>第2節 水防計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>7 災害救助法による飲料水の供給基準</p> <p>302 「<u>資料編3-18</u>」に示すとおり。</p> <p>第3節 生活必需品等供給計画</p> <p>第7 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領</p>	<p>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</p> <p>第1節 食糧供給計画</p> <p>第6 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準</p> <p>「<u>資料編3-5</u>」に示すとおり。</p> <p>第2節 水防計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>7 災害救助法による飲料水の供給基準</p> <p>「<u>資料編3-5</u>」に示すとおり。</p> <p>第3節 生活必需品等供給計画</p> <p>第7 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p>

305	<p>1 対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間 「資料編 3-18」に示すとおり。</p> <p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画 第2 計画の内容 3 災害救助法による基準 「資料編 3-18」に示すとおり。</p>	<p>1 対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間 「資料編 3-5」に示すとおり。</p> <p>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画 第2 計画の内容 3 災害救助法による基準 「資料編 3-5」に示すとおり。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
311	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画 第2節 鉄道施設応急対策計画 第6 近畿日本鉄道株式会社の計画 1 災害対策基本方針 (略) また、大地震などの大規模自然災害などの異例事態が発生した場合、 全社体制をとることにより死傷者の救護を迅速に行うとともに、早期 の復旧及び事業再開を図る。</p>	<p>第17章 施設の応急対策に関する計画 第2節 鉄道施設応急対策計画 第6 近畿日本鉄道株式会社の計画 1 災害対策基本方針 (略) (削除)</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p> <p>内容の重複のため（近畿日本 鉄道株式会社）</p>
321	<p>第8 阪急電鉄株式会社の計画 第3 災害（事故）対策本部及び現地対策本部の設置基準、業務の組織 体制図等 表 「組織体制図」</p>	<p>第8 阪急電鉄株式会社の計画 第3 災害（事故）対策本部及び現地対策本部の設置基準、業務の組織 体制図等 表 (最新状況に差し替え)</p>	<p>組織改編（阪急電鉄株式会社）</p>
323	<p>第3節 公共土木施設応急対策計画 第3 道路及び橋梁 表3.17.2 「緊急輸送道路一覧表」 その他有料道路等 京都縦貫自動車道（丹波綾部道路） 京丹波わちIC～綾部JCT 10.3</p>	<p>第3節 公共土木施設応急対策計画 第3 道路及び橋梁 表3.17.2 「緊急輸送道路一覧表」 その他有料道路等 京都縦貫自動車道（丹波綾部道路） 丹波IC～綾部JCT 29.2</p>	<p>時点修正（建設交通部）</p>
328	<p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2 電気施設（関西電力株式会社） 1～2 略 (新規)</p>	<p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第2 電気施設（関西電力株式会社） 1～2 略 3 府災害対策本部との連携 非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合 又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害 状況を府災害対策本部に報告する。 また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部か らの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとす</p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン 勉強会の意見を反映（関西 電力株式会社）</p>
333			

3 被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。

4 復旧応援

被害が大きく、京都支店もしくは火力事業本部のみの要員で早期復旧が困難な場合は他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。

第3 ガス施設（大阪ガス株式会社）

2 応急対策

(1)～(3)

(新設)

(4) 危険防止対策

(略)

(5) 応急復旧対策

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。

第4 上下水道施設

1 水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

る。

4 被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

5 復旧応援

被害が大きく、京都支社もしくは舞鶴発電所のみの要員で早期復旧が困難な場合は他支社や火力事業本部等へ応援を要請する。この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。

第3 ガス施設（大阪ガス株式会社）

2 応急対策

(1)～(3)

(4) 府災害対策本部との連携

災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

(5) 危険防止対策

(略)

(6) 応急復旧対策

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第2 上下水道施設

1 水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（関西電力株式会社）

組織改編（関西電力株式会社）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（大阪ガス株式会社）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（大阪ガス株式会社）

2 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

2 下水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

(2) 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

(2) 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

2 下水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

下水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

(2) 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（環境部）

336	<p>2 回線の復旧順位 第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの</p>	<p>2 回線の復旧順位 第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの <u>(ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。)</u> 3 <u>必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</u> 4 <u>府災害対策本部との連携</u> <u>災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</u> <u>また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。</u></p>	<p>京都BCP推進会議ライフライン勉強会の意見を反映（西日本電信電話株式会社）</p>
340	<p>第9節 住宅応急対策計画 第3 応急仮設住宅 1 仮設住宅の建設 (略) 対象、費用の限度、着工の期間、供与期間、自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲は「資料編3-18」に示すとおり。</p>	<p>第9節 住宅応急対策計画 第3 応急仮設住宅 1 仮設住宅の建設 (略) 対象、費用の限度、着工の期間、供与期間、自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲は「資料編3-5」に示すとおり。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
341	<p>3 民間住宅・旅館等の利用 京都府においては、一時居住住宅として民間住宅やホテル・旅館等を民間施設を借上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。</p>	<p>3 民間住宅・旅館等の利用 京都府においては、<u>応急仮設住宅及び</u>一時居住住宅として民間住宅やホテル・旅館等を民間施設を借上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。</p>	<p>防災基本計画の反映（府民生活部）</p>
<p>第4節 住宅の応急修理 (略)</p>	<p>対象、修理部分、費用の限度、期間は「資料編3-18」に示すとおり。</p>	<p>第4節 住宅の応急修理 (略) 対象、修理部分、費用の限度、期間は「資料編3-5」に示すとおり。</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
347	<p>第19章 水防計画 第2節 水防活動 第2 府 (略) 〔水防管理団体一覧は「資料編3-21」参照、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編3-22」参照〕</p>	<p>第19章 水防計画 第2節 水防活動 第2 府 (略) 〔水防管理団体一覧は「資料編3-21」参照、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編3-22」参照〕</p>	<p>資料編の整理（府民生活部）</p>
<p>第21章 文教応急対策計画 第4節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合</p>	<p>第21章 文教応急対策計画 第4節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合</p>		

352	(3) 学用品の給与基準 「資料編3-18」に示すとおり。	(3) 学用品の給与基準 「資料編3-5」に示すとおり。	資料編の整理（府民生活部）
446	第22章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第1 京都府災害対策本部の要請 1～3 (略) <u>(追加)</u>	第22章 ボランティア受入計画 第2節 専門ボランティアの受入れ 第1 京都府災害対策本部の要請等 1～3 (略) <u>4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</u>	防災基本計画の反映
370	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画 第5 被災者生活再建支援金計画 (略) <u>(新設)</u>	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画 第5 被災者生活再建支援金計画 (略) <u>第6 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画</u> <u>「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱」に基づき地域再建被災者住宅等支援補助金を支給するものであって、その支給要領は、「一般計画編第4編第1章第7節」に準拠する。</u>	被災者住宅の再建を図るため、大規模災害に係る地域再建被災者住宅支援補助金の交付を追記（建設交通部）
373	第6 金融措置計画 (略) 第7 り災証明書の交付 2	第7 金融措置計画 (略) 第8 り災証明書の交付 2 <u>災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。</u> <u>また、府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u>	防災基本計画の反映（府民生活部）
377	府は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者ための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。 第8 被災者台帳の作成 第5節 公共土木施設復旧計画（近畿地方整備局・府建設交通部・文化環境部） 第3 京都府の計画	第5節 公共土木施設復旧計画（近畿地方整備局・府建設交通部・文化スポーツ部・環境部） 第3 京都府の計画	組織改編（府文化スポーツ部・環境部）

	<p>1 概要 災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び文化環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。</p> <p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画 第3章 地震防災上必要な教育及び広報 第1節 教育・指導 3 児童生徒等に対する教育 教育（防災訓練の実施を含む）の内容 カ 児童生徒等の下校（園）時等の安全確保方法</p> <p>第7章 関係者との連携協力の確保 第1節 広域防災体制の確立 2 他府県との連携 (1) 南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、関西広域連合や「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」締結府県等とより緊密に連携をとりつつ対策を推進する。また、応援・受援については関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき体制を確立する。</p> <p>第2節 防災体制に関する事項 2 地震発生時の応急対策 (1) 被害状況等の情報収集・伝達 イ 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあつては、非常通信経路を用いるものとする（京都府地域防災計画資料編2－8参照）</p>	<p>1 概要 災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び文化スポーツ部・環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。</p> <p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画 第3章 地震防災上必要な教育及び広報 第1節 教育・指導 3 児童生徒等に対する教育 教育（防災訓練の実施を含む）の内容 カ 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法</p> <p>第7章 関係者との連携協力の確保 第1節 広域防災体制の確立 2 他府県との連携 (1) 南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、関西広域連合や「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」締結府県等とより緊密に連携をとりつつ対策を推進する。また、応援・受援については関西広域連合の関西防災・減災プラン、<u>関西広域応援・受援実施要綱及び南海トラフ地震応急対応マニュアル</u>に基づき体制を確立する。</p> <p>第2節 防災体制に関する事項 2 地震発生時の応急対策 (1) 被害状況等の情報収集・伝達 イ 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあつては、非常通信経路を用いるものとする（京都府地域防災計画資料編2－3参照）</p>	<p>学校における安全教育の手引きを反映（教育庁）</p> <p>関西広域連合による南海トラフ地震応急対応マニュアルの策定等</p> <p>資料編の整理（府民生活部）</p>
389			
396			
397			

区分	京都府地域防災計画 原子力災害対策編
----	--------------------

頁	現 行	修 正 案	修 正 理 由
表紙 1	京都府地域防災計画 原子力 発電所防災対策計画 編	京都府地域防災計画 原子力 災害対策 編	名称変更（原子力発電所に限った表現になっているため）
表紙 2	京都府地域防災計画 原子力 発電所防災対策計画 編	京都府地域防災計画 原子力 災害対策 編	
目次	原子力 発電所防災対策計画 編 目次 第3編 緊急事態応急対策計画 第4章 避難、 屋内退避 等の防護措置	原子力 災害対策 編 目次 第3編 緊急事態応急対策計画 第4章 避難、 一時移転 等の防護措置	原子力災害対策指針(以下、「指針」とする。)改正による修正
1	第1編 総則 第2章 計画の性格 2 府地域防災計画一般計画編との整合性 この計画は、「府地域防災計画」の「原子力 発電所防災対策計画 編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「府地域防災計画一般計画編」によるものとする。	第1編 総則 第2章 計画の性格 2 府地域防災計画一般計画編との整合性 この計画は、「府地域防災計画」の「原子力 災害対策 編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「府地域防災計画一般計画編」によるものとする。	名称変更に伴う修正
2	第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」 (平成24年10月31日公表) を遵守するものとする。	第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」 (平成28年3月1日部分改正) を遵守するものとする。	時点修正
3	第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (前略) <u>なお、現在、国の広域的な地域防災に関する協議会（国・府・福井県・滋賀県・岐阜県）において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等を協議中であるが、本府について、当面、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。</u>	第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (前略) (削除)	協議完了
	【高浜発電所】 PAZ 表中（対象地域、人口） 舞鶴市 人口 77 UPZ 表中（対象地域、人口） 福知山市 人口 555	【高浜発電所】 PAZ 表中（対象地域、人口） 舞鶴市 人口 63 UPZ 表中（対象地域、人口） 福知山市 人口 484	時点修正 時点修正

舞鶴市 人口 88,787
綾部市 人口 9,277
対象地域 (前略)、西八田地区(上八田、七百国、中筋、岡安、湊垣、下八田)、(中略)、綾部こどもの里(十倉中町)
宮津市 人口 20,205
南丹市 人口 4,167
対象地域 (前略)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚、砂木、栃原、今宮)、(中略)、音海、原、板橋、宮脇、(後略)
京丹波町 人口 3,451
伊根町 人口 1,583
合計 128,025

【大飯発電所】

UPZ 表中(対象地域、人口)

京都市 人口 340
舞鶴市 人口 83,652
綾部市 人口 1,877
南丹市 人口 3,800
対象地域 (前略)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚、砂木、栃原、今宮)、(後略)
京丹波町 人口 313
合計 89,982

舞鶴市 人口 86,061
綾部市 人口 8,664
対象地域 (前略)、西八田地区(上八田、七百国、中筋、岡安、湊垣、下八田、小規模特養おかやす)、(中略)、るんびに学園(十倉中町)
宮津市 人口 19,117
南丹市 人口 3,852
対象地域 (前略)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、(中略)、音海、~~原、板橋、宮脇~~、(後略)
京丹波町 人口 3,193
伊根町 人口 1,486
合計 122,857

【大飯発電所】

UPZ 表中(対象地域、人口)

京都市 人口 298
舞鶴市 人口 81,177
綾部市 人口 1,642
南丹市 人口 3,499
対象地域 (前略)、鶴ヶ岡(舟津、殿、川合、棚)、高野(砂木、栃原、今宮)、(後略)
京丹波町 人口 286
合計 86,902

4

5

第7章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施(前略)

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施する。(別図1のとおり)

第7章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施(前略)

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施することとし、UPZの範囲外においても、必要に応じて予防的な防護措置(屋内退避)を実施することとする。~~(別図1のとおり)~~

指針改正による修正

6~26

別図1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて
(略)

(削除)

文言整理

27

別図2 OILと防護措置について

別図1 OILと防護措置について

表中 OIL4 防護措置の概要

避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。

表中 OIL4 防護措置の概要

避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

指針改正による修正

28 ※2 (前略)、判断基準の値を補正する必要がある。

第2編 原子力災害事前対策

第7章 緊急事態応急体制の整備

38 10 広域的な応援協力体制の拡充・強化

府〔府民生活部〕は、緊急的に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）（後略）

45 第8章 避難収容活動体制の整備

9 避難場所・避難方法等の周知

府〔府民生活部〕は、府内関係市町村に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素の配布等の場所・避難方法（後略）

47 第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

(2) 緊急時における配布体制の整備

ア 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を迅速に配布することができるよう、配布場所、（後略）

48 イ 府〔健康福祉部〕は、府内関係機関と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

49 第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

5 (前略)、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

52 第18章 関西電力株式会社の行う予防対策

5 放射能等監視体制の整備

(4) 上記(1)から(3)の調査、測定の結果については、「高浜発電所の安

※2 (前略)、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

第2編 原子力災害事前対策

第7章 緊急事態応急体制の整備

10 広域的な応援協力体制の拡充・強化

府〔府民生活部〕は、緊急的に必要な装備、資機材、人員、避難や避難域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）（後略）

第8章 避難収容活動体制の整備

9 避難場所・避難方法等の周知

府〔府民生活部〕は、府内関係市町村に対し、避難、避難域時検査、安定ヨウ素の配布等の場所・避難方法（後略）

第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

(2) 緊急時における配布体制の整備

ア 府〔健康福祉部〕は、府内関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を迅速に配布することができるよう、配布場所、（後略）

イ 府〔健康福祉部〕は、府内関係機関と連携し、避難や一時移転等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備

5 (前略)、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第18章 関西電力株式会社の行う予防対策

5 放射能等監視体制の整備

(4) 上記(1)から(3)の調査、測定の結果については、「高浜発電所に係

指針改正による修正

指針改正による修正

指針改正による修正

指針改正による修正

システムの追加（近畿総合通信局）

名称変更（関西電力）
平成27年2月27日締結時

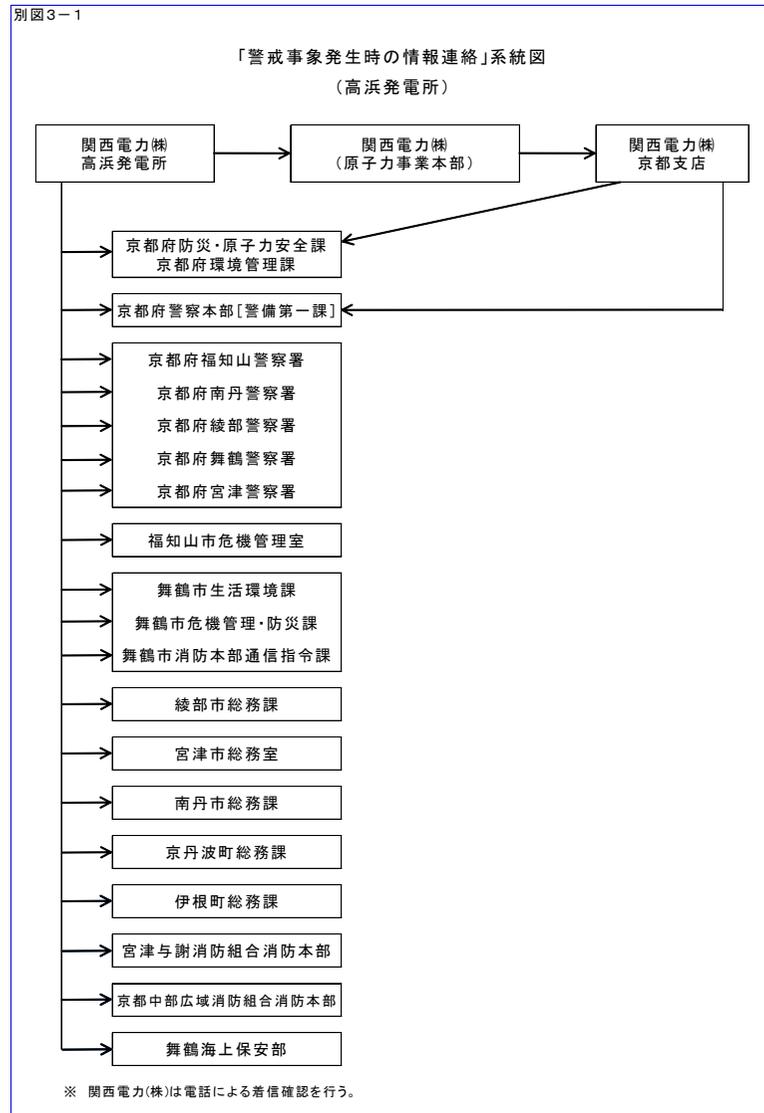
「全確保に係る通報連絡等協定書」に基づいて府へ報告する。
(後略)

56

第3編 緊急事態応急対策計画

第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

別図3-1 「警戒事象発生時の情報連絡」系統図 (高浜発電所)

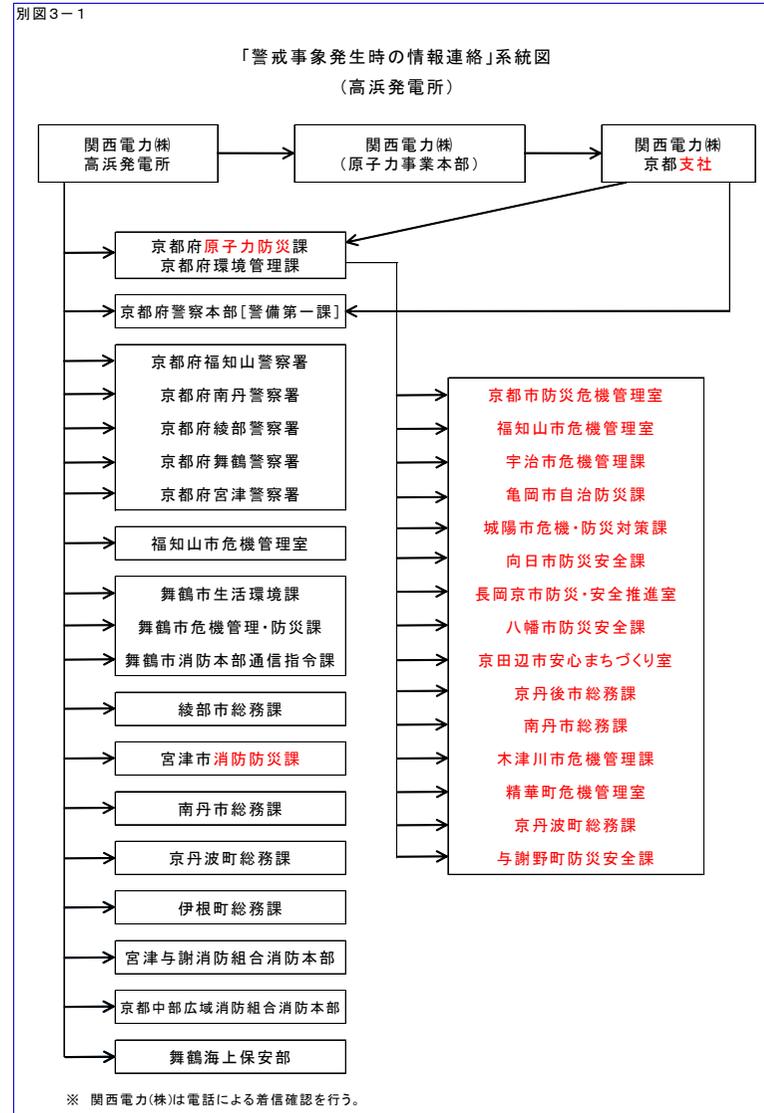


「京都府域の安全確保等に関する協定書」に基づいて府へ報告する。
(後略)

第3編 緊急事態応急対策計画

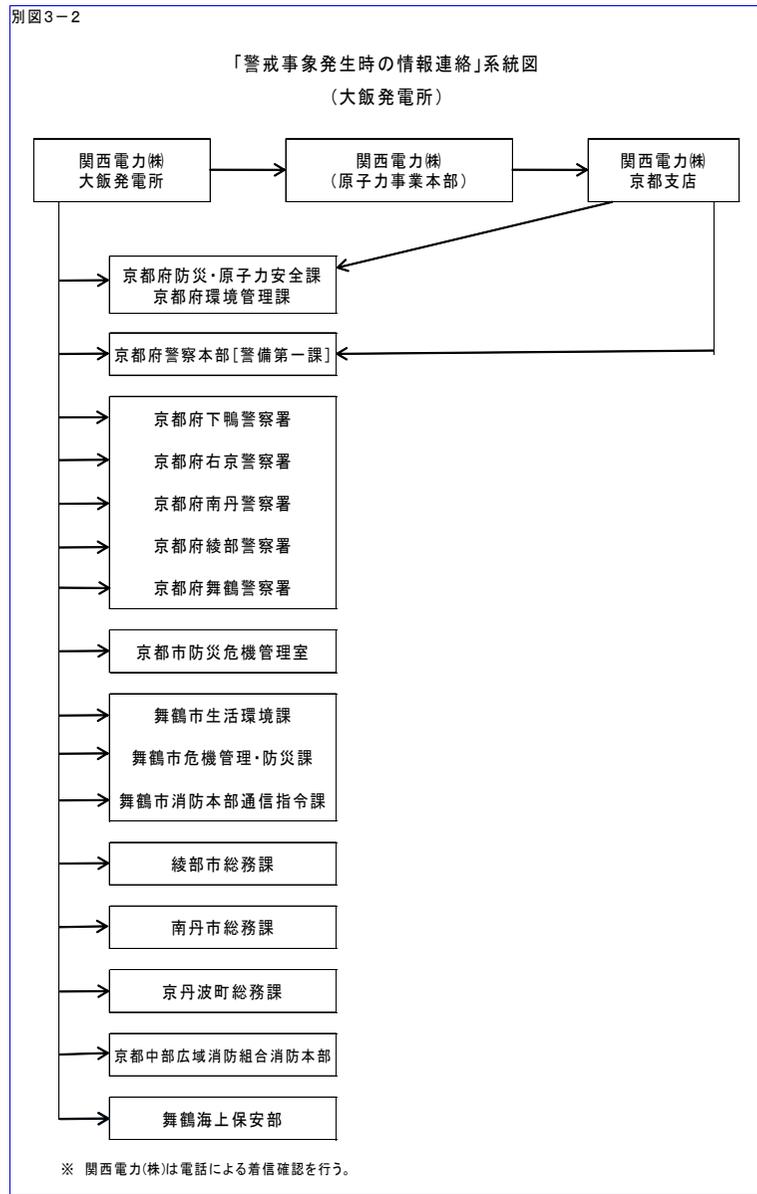
第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

別図3-1 「警戒事象発生時の情報連絡」系統図 (高浜発電所)

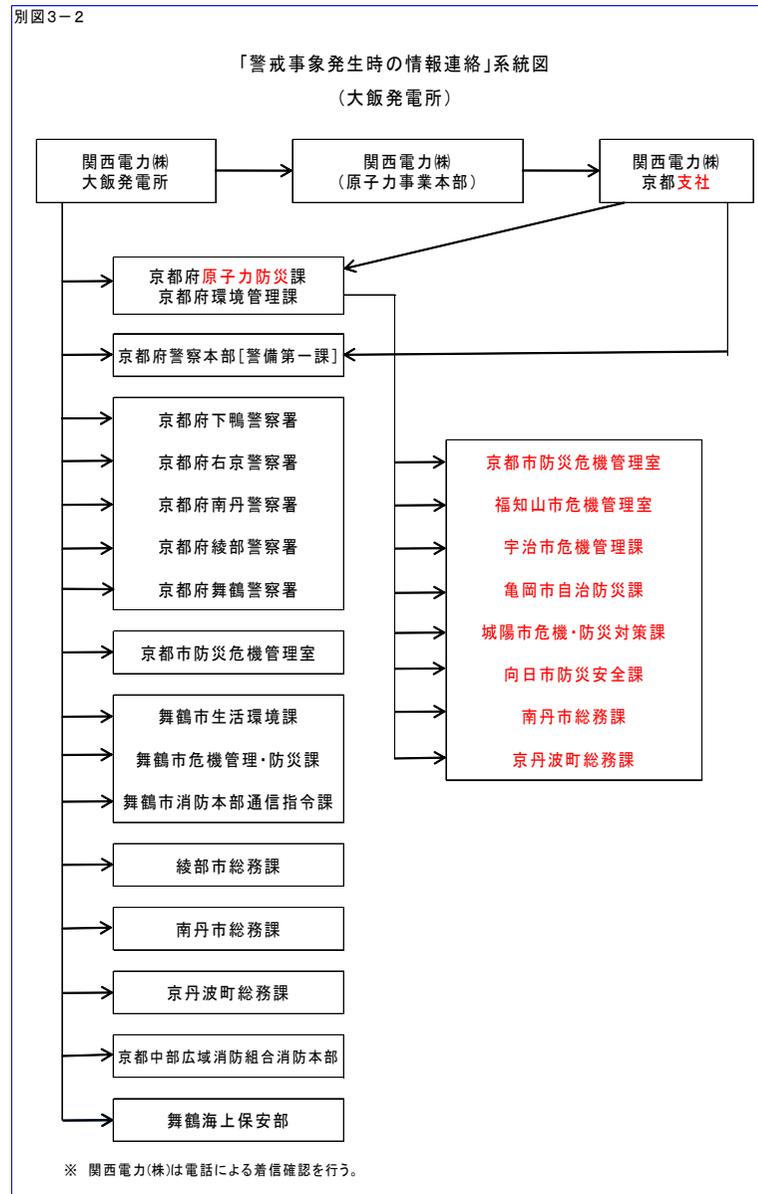


組織改編等

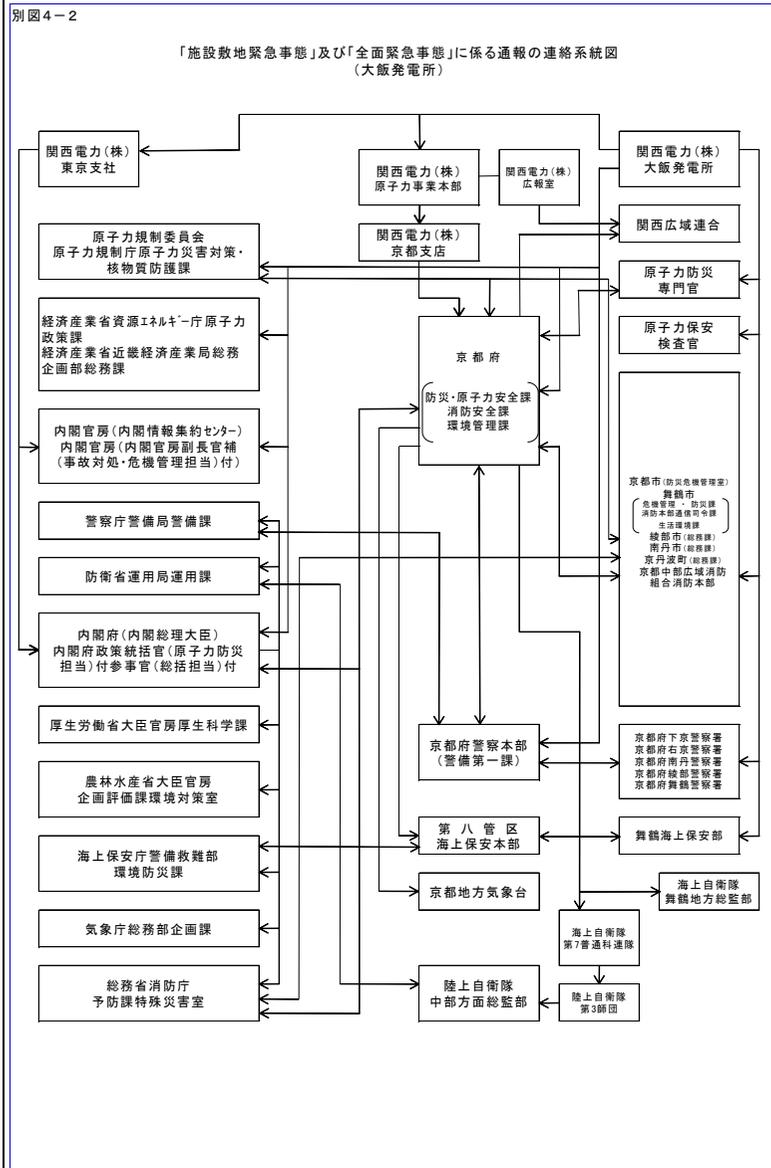
別図3-2 「警戒事象発生時の情報連絡」系統図（大飯発電所）



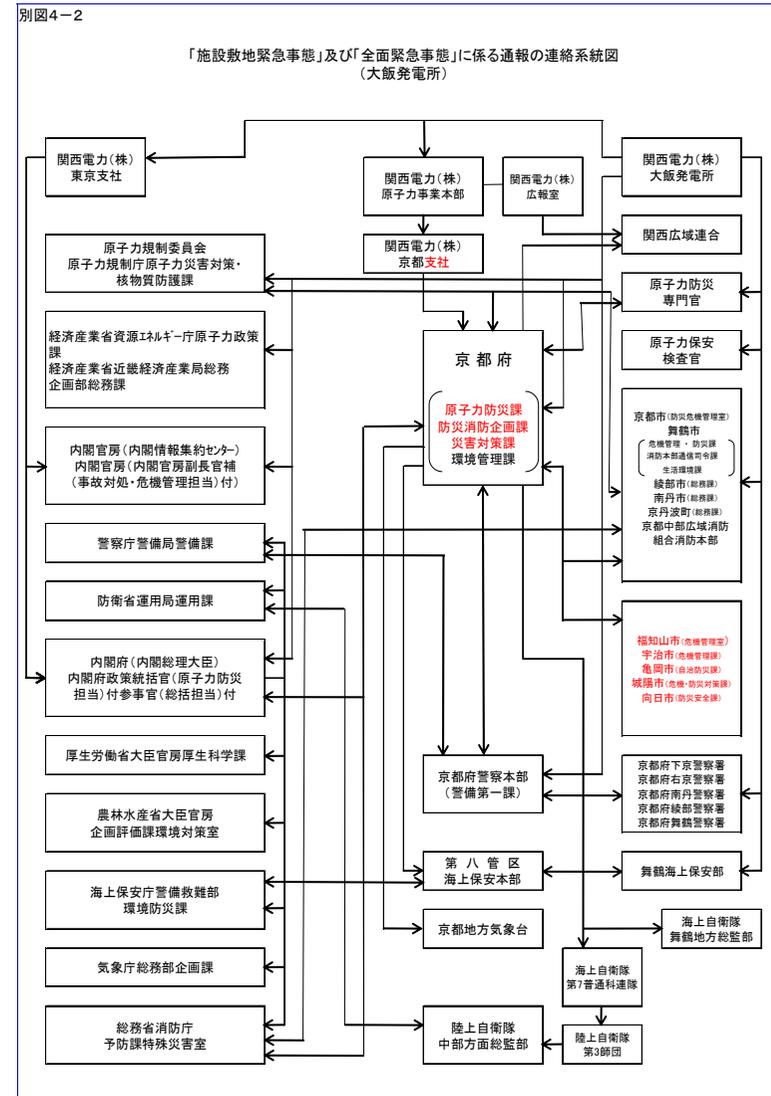
別図3-2 「警戒事象発生時の情報連絡」系統図（大飯発電所）



別図4-2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図 (大飯発電所)



別図4-2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図 (大飯発電所)



組織改編等

63	<p>第3章 活動体制の確立</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の態勢</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 原子力災害対策本部の設置等 (前略)、事務局員は<u>防災・原子力安全課職員、消防安全課職員</u>、本部事務局要員、非常時専任職員とする。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>第3章 活動体制の確立</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の態勢</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 原子力災害対策本部の設置等 (前略)、事務局員は<u>原子力防災課職員、防災消防企画課職員、災害対策課職員</u>、本部事務局要員、非常時専任職員とする。</p> <p>ウ (略)</p>	組織改編
67	<p>別表1 関係連絡会議の態勢</p> <p><u>防災・原子力安全課</u></p>	<p>別表1 関係連絡会議の態勢</p> <p><u>原子力防災課</u></p>	組織改編
68	<p>別表2 原子力災害警戒本部の態勢</p> <p>1 構成</p> <p><u>防災・原子力安全課</u> <u>消防安全課</u></p>	<p>別表2 原子力災害警戒本部の態勢</p> <p>1 構成</p> <p><u>原子力防災課</u> <u>防災消防企画課</u> <u>災害対策課</u></p>	組織改編
	<p>2 担当部</p> <p><u>防災・原子力安全課</u> <u>消防安全課</u></p>	<p>2 担当部</p> <p><u>原子力防災課</u> <u>防災消防企画課</u> <u>災害対策課</u></p>	組織改編
69	<p>別表3 災害対策本部の態勢</p> <p>1 構成</p> <p><u>防災・原子力安全課</u> <u>消防安全課</u></p>	<p>別表3 災害対策本部の態勢</p> <p>1 構成</p> <p><u>原子力防災課</u> <u>防災消防企画課</u> <u>災害対策課</u></p>	組織改編
70	<p>2 担当部・課の事務分掌</p> <p><u>防災・原子力安全課</u> <u>消防安全課</u> <u>(危機管理防災班・消防安全班)</u></p>	<p>2 担当部・課の事務分掌</p> <p><u>原子力防災課</u> <u>防災消防企画課</u> <u>災害対策課</u> <u>(総括班)</u></p>	組織改編
72	<p>別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策態勢 関係課連絡会議</p> <p><u>防災・原子力安全課</u></p> <p>原子力災害警戒本部、原子力災害対策本部</p> <p><u>防災・原子力安全課</u></p>	<p>別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策態勢 関係課連絡会議</p> <p><u>原子力防災課</u></p> <p>原子力災害警戒本部、原子力災害対策本部</p> <p><u>原子力防災課</u></p>	組織改編

消防安全課

防災消防企画課
災害対策課

- 73 第4章 避難、屋内退避等の防護措置
- 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施
府[府民生活部]は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。
(1)～(5) (略)
- 74 (6) 府[府民生活部]は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、(後略)
(7)～(9) (略)
- 76 4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施
(前略)、住民等(避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)のスクリーニング及び除染を行うものとする。
- 5 安定ヨウ素剤の予防服用
府[健康福祉部]は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町村、(後略)
(1) (略)
(2) (前略)
府[健康福祉部]は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町村と連携し、(後略)

- 第4章 避難、一時移転等の防護措置
- 1 避難、一時移転等の防護措置の実施
府[府民生活部]は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。
(1)～(5) (略)
- (6) 府[府民生活部]は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、(後略)
(7)～(9) (略)
- 4 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施
(前略)、住民等(避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び除染を行うものとする。
- 5 安定ヨウ素剤の予防服用
府[健康福祉部]は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難又は一時移転等の対象区域を含む市町村、(後略)
(1) (略)
(2) (前略)
府[健康福祉部]は、避難又は一時移転等の対象区域を含む市町村と連携し、(後略)

指針改正による修正

指針改正による修正

指針改正による修正

77

6 要配慮者への配慮

(1)～(3) (略)

(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地
綾部市奥上林公民館（綾部市林業者等健康管理センター）	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上154番地

81

第8章 救助・救急及び医療活動

2 医療活動等

(1)～(5) (略)

(6) 緊急時医療センターは、初期被ばく医療機関等からなる医療救護班を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の二次被ばく医療機関、地域の三次被ばく医療機関等に対して患者の受入を要請する。

(7) (前略)

また、医療救護班等は、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

(8) (略)

6 要配慮者への配慮

(1)～(3) (略)

(4) 府〔府民生活部、健康福祉部〕は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、市町村と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
こひつじの苑舞鶴	障害者施設	舞鶴市字安岡1076番地の2
みずなぎ鹿原学園	障害者施設	舞鶴市字鹿原209番地の3
やすらぎ苑	高齢者施設	舞鶴市字安岡小字中山1076番地
<u>グリーンプラザ博愛苑</u>	<u>高齢者施設</u>	<u>舞鶴市字市場390番地</u>
<u>大浦会館</u>	<u>公民館</u>	<u>舞鶴市字中田459番地</u>
綾部市奥上林公民館（綾部市林業者等健康管理センター）	公民館	綾部市故屋岡町三反田町15番地
長寿苑	高齢者施設	与謝郡伊根町六万部ヤクシノ上154番地

第8章 救助・救急及び医療活動

2 医療活動等

(1)～(5) (略)

(6) 緊急時医療センターは、初期被ばく医療機関等からなる医療救護班を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の二次被ばく医療機関、地域の高度被ばく医療支援センター等に対して患者の受入を要請する。

(7) (前略)

また、医療救護班等は、原子力災害現地対策本部医療班の原子力災害医療調整官の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。

(8) (略)

平成27年度完成施設を追記

指針改正による修正

82	<p>第9章 住民等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動 (1)～(4) (略)</p> <p>(7) (前略)、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。(後略)</p>	<p>第9章 住民等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動 (1)～(4) (略)</p> <p>(7) (前略)、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、<u>Lアラート</u>等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。(後略)</p>	<p>システムの追加 (近畿総合通信局)</p>
85	<p>第14章 関西電力株式会社の行う応急対策 (略)</p> <p>1 災害状況の把握 関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、原子力緊急時対策本部を設置する。 (後略)</p>	<p>第14章 関西電力株式会社の行う応急対策 (略)</p> <p>1 災害状況の把握 関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、<u>警戒本部または</u>原子力緊急時対策本部を設置する。 (後略)</p>	<p>原子力事業者防災業務計画見直し (関西電力)</p>
裏表紙	<p>京都府地域防災計画 原子力<u>発電所防災対策計画</u>編</p> <p>事務局 京都府府民生活部<u>防災・原子力安全</u>課</p>	<p>京都府地域防災計画 原子力<u>災害対策</u>編</p> <p>事務局 京都府府民生活部<u>原子力防災</u>課</p>	<p>名称変更</p> <p>組織改編</p>

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編
----	-------------------

頁	現 行
全 編	※防災・原子力安全課、消防安全課 ほか
7-8	<p>石油類流出事故対策計画編</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第2章 情報連絡体制の整備</p> <p>図 「関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関）」 与謝郡与謝野町 総務課 (0772)46-3004 853-8109 (0772)46-2851 853-8100 陸上自衛隊第7普通科連隊 内線235、302</p>
26-28	<p>第4編 被害復旧計画</p> <p>参考資料 「流出油防除資機材備蓄一覧表（その1、2）」 八幡市 八幡市役所 オイルフェンス 一 オイルマット 300枚 オイルマット 6.5m×15巻 (万国旗タイプ) 13m×7巻 ACライト 140kg</p> <p>オイルマット 108L ACライト 230kg</p> <p>大山崎町 乙訓消防組合大山崎消防署 ACライト 65kg</p>
33	<p>海難事故対策計画編</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第3章 関係防災機関の措置</p> <p>第2節 近畿運輸局の措置</p> <p>第1 船舶の安全運航の確保</p> <p>1 海技従事者国家試験の実施、免許取得者への講習の実施等による海技従事者船員の知識・能力の維持及び最新化</p>

修 正 案	修 正 理 由
<p>※京都府の組織改編を反映</p> <p>石油類流出事故対策計画編</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第2章 情報連絡体制の整備</p> <p>図 「関係機関通報連絡先（日本海沿岸部の関係機関）」 与謝郡与謝野町 総務課 (0772)43-9011 853-8104 (0772)46-2851 853-8100 陸上自衛隊第7普通科連隊 内線225、235、302</p>	<p>組織改編（京都府）</p>
<p>第4編 被害復旧計画</p> <p>参考資料 「流出油防除資機材備蓄一覧表（その1、2）」 八幡市 八幡市役所 オイルフェンス 10(m) (削除) オイルマット 6.5m×8巻 (万国旗タイプ) 13m×4巻 ACライト 50kg</p> <p>八幡市消防本部 オイルマット 200枚 ACライト 100kg</p> <p>大山崎町 乙訓消防組合大山崎消防署 ACライト 93kg</p>	<p>組織改編等（陸上自衛隊、与謝野町）</p> <p>時点修正（八幡市、大山崎町）</p>
<p>海難事故対策計画編</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第3章 関係防災機関の措置</p> <p>第2節 近畿運輸局の措置</p> <p>第1 船舶の安全運航の確保</p> <p>1 海技士国家試験の実施、免許取得者への講習の実施等による船舶職員<small>の</small>知識・能力の維持及び最新化</p>	<p>防災基本計画の反映</p>

44	<p>航空事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5-2 <u>新関西国際空港株式会社</u></p> <p>第4章 事故原因者の責務</p> <p>大阪航空局、<u>新関西国際空港株式会社</u>、消防、警察等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第1章 情報連絡体制の整備</p> <p>第3章 情報の分析・整理</p> <p>大阪空港局及び<u>新関西国際空港株式会社</u>は、(略)</p> <p>第3章 大阪空港局（大阪空港事務所）及び<u>新関西国際空港株式会社</u>の措置</p> <p>大阪空港局及び<u>新関西国際空港株式会社</u>は、(略)</p> <p>第6章 再発防止対策の推進</p> <p>航空事故調査委員会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。</p>		
47		<p>航空事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5-2 <u>新関西国際空港株式会社・関西エアポート株式会社</u></p> <p>第4章 事故原因者の責務</p> <p>大阪航空局、<u>新関西国際空港株式会社・関西エアポート株式会社</u>、消防、警察等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第1章 情報連絡体制の整備</p> <p>第3章 情報の分析・整理</p> <p>大阪空港局及び<u>新関西国際空港株式会社・関西エアポート株式会社</u>は、(略)</p> <p>第3章 大阪空港局（大阪空港事務所）及び<u>新関西国際空港株式会社・関西エアポート株式会社</u>の措置</p> <p>大阪空港局及び<u>新関西国際空港株式会社・関西エアポート株式会社</u>は、(略)</p> <p>第6章 再発防止対策の推進</p> <p><u>運輸安全委員会の勧告及び意見等</u>の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。</p>	<p>組織改編（建設交通部）</p> <p>組織改編（建設交通部）</p> <p>組織改編（建設交通部）</p> <p>組織改編（建設交通部）</p> <p>組織改編（建設交通部）</p> <p>組織改編（建設交通部）</p>
102	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第4章 関係機関の措置</p> <p>第2章 巡回監視</p> <p>林野火災発生の危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に<u>森林保全推進員</u>を活用し、指導、啓発、監視等を行い林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。</p> <p>情報連絡系統図</p> <p><u>新関西国際空港(株)</u></p>	<p>林野火災対策計画編</p> <p>第2編 予防計画</p> <p>第4章 関係機関の措置</p> <p>第2章 巡回監視</p> <p>林野火災発生の危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に<u>緑の指導員</u>を活用し、指導、啓発、監視等を行い林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。</p> <p>情報連絡系統図</p> <p><u>新関西国際空港(株)・関西エアポート株式会社</u></p>	<p>表現の適正化（農林水産部）</p> <p>組織改編（建設交通部）</p>
111	<p>広域停電事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 <u>関西電力株式会社（京都支店又は火力事業本部）</u>（以下「関西電力(株)」という。）</p> <p>情報連絡系統図</p> <p>※ 関西電力(株) 高浜発電所・大飯発電所の事故に伴う情報連絡系統図は、京都府地域防災計画<u>原子力発電所防災対策計画編</u>によるものとする。</p>	<p>広域停電事故対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 <u>関西電力株式会社（京都支社）</u>（以下「関西電力(株)」という。）</p> <p>情報連絡系統図</p> <p>※ 関西電力(株) 高浜発電所・大飯発電所の事故に伴う情報連絡系統図は、京都府地域防災計画<u>原子力災害対策編</u>によるものとする。</p>	<p>組織改編（関西電力株式会社）</p> <p>表現の適正化（府民生活部）</p>